

## 第一百八回

## 参議院社会労働委員会会議録第二号(その一)

(六八)

昭和六十二年五月十四日(木曜日)

午後零時三十一分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

柳澤 錬造君

補欠選任

藤井 恒男君

三月二十八日

辞任

山口 哲夫君

補欠選任

千葉 景子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐々木 满君

委員  
岩崎 純三君  
田代由紀男君  
糸久八重子君  
中西 珠子君  
石井 道子君  
田中 正巳君  
前島英三郎君  
宮崎 秀樹君  
千葉 景子君  
対馬 孝且君  
浜本 万三君  
沓脱タケ子君  
内藤 功君  
藤井 恒男君  
國務大臣 厚生大臣  
政府委員 平井 斎藤 卓志君

厚生政務次官  
厚生大臣官房長  
厚生大臣官房総務審議官  
議官  
厚生大臣官房審議官  
厚生大臣官房審議官  
兼内閣審議官  
計課長  
厚生省健康政策局長  
厚生省保健医療局長  
厚生省老人保健部長  
厚生省生活衛生局長  
厚生省薬務局長  
厚生省社会局長  
厚生省児童家庭局長  
厚生省保険局長  
厚生省年金局長  
厚生省援護局長  
社会保険庁長官  
社会保険庁医療保険部長  
社会保険庁年金保険部長  
内閣審議官  
労働政務次官  
労働大臣官房長  
労働大臣官房審議官  
計課長  
労働大臣官房会議官  
野崎 和昭君烟 英次郎君  
北郷 熊夫君  
長尾 立子君  
川崎 幸雄君  
代田久米雄君  
佐々木喜之君  
多田 宏君  
竹中 浩治君  
仲村 英一君  
黒木 武弘君  
森 定謙君  
小林 幸男君  
坂本 功典君  
下村 健君  
水田 勲君  
木戸 脩君  
花輪 隆昭君  
岸本 正裕君  
内藤 利君  
岡部 晃三君  
伊藤 欣士君労働大臣官房審議官  
労働省労政局長  
労働省労働基準局長  
労働省職業安定局長  
労働省職業能力局長  
開発局長  
野見山眞之君佐藤 仁彦君  
小堀 義朗君  
平賀 俊行君  
佐藤ギン子君  
白井晋太郎君  
新村浩一郎君  
佐藤ギン子君  
白井晋太郎君  
佐藤浩一郎君  
佐藤ギン子君  
野見山眞之君佐藤 仁彦君  
小堀 義朗君  
平賀 俊行君  
佐藤ギン子君  
白井晋太郎君  
新村浩一郎君  
佐藤ギン子君  
白井晋太郎君  
佐藤浩一郎君  
佐藤ギン子君  
野見山眞之君

報告を申し上げます。

委員各位の御協力を願うる次第であります。

して予備日を設けることに決定いたしました。  
後ほど文書をお配り申し上げますが、以上、御

本日の会議に付した案件

○社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査

(厚生行政の基本施策に関する件)

(労働行政の基本施策に関する件)

○外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案(内閣提出)

○社会福祉士及び介護福祉士法案(内閣提出)

○委員長(佐々木滿君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。  
議事に先立ちまして一言御報告を申し上げます。

本委員会の定例日増の問題につきましては、今まで重ねてまいりましたが、本日の理事会におきま

幸いにも、二十一世紀に至ること十数年は、人口構造から見て社会全体として働き盛りの方々が多く、将来の超高齢社会にふさわしい経済社会システムの構築の準備に最も適切な時期であると考えます。

この好機を生かし、長寿社会の基礎となる社会保障について、将来を見据えた長期的な観点に立ちながら、国民の方々すべてが安心して頼ることのできる公平、公正な制度となるよう見直しを行います。

また、今後増大し、多様化すると見込まれる要

介護老人等のニーズに対応し、福祉と保健医療の連携、調整を図り、最も適切なサービスをきめ細かく提供できる体制を整備していくことが必要であり、これを支える十分なマンパワーを養成、確保していくことが重要であると考えております。

私は、このようない見地に立ち、厚生行政の新たな展開と着実な推進を図つてまいりたいと考えております。

以下、昭和六十二年度における主要な施策について申し述べます。

まず、昨年六月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」を指針として、高齢者について総合的な対応に努めてまいります。

まず、一人の健康が基本であります。このため、第一次五カ年計画による老人保健事業の充実等生涯を通じた健康づくりに積極的に取り組んでまいります。

また、介護等を要する高齢者が可能な限り住みなれた地域や家庭において暮らすことができるよう、デイサービス事業の格段の拡大、ホームヘルパーの増員等を図るとともに、保健医療面の機能訓練、訪問指導を充実するとともに、医療サービスと生活サービスをあわせて提供する老人保健施設を全国的に整備しております。

さらに、深刻化している痴呆性老人問題に対するため、総合的な施策の推進について検討を進めています。

このような施策が有効に機能するためには、福祉と保健医療が一体となって推進されることが不可欠であります。このため、都道府県に高齢者総合相談センターを設置し、幅広い情報の提供等を行うとともに、市町村に高齢者サービス調整チームを組織し、施策相互の連携を図つてまいります。

また、マンパワーの面でも高齢化の進展による

介護ニーズの増大等に対応するため、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定め、国民が安心してこれらとのサービスを受けることができるようになります。

私は、このように考えており、児童、障害者などに対するきめ細かな対策と並んで重要なと考えております。

まず、児童、障害者などに対するきめ細かな対策の推進であります。

このため、来るべき長寿社会を担う児童が健やかに成長するよう健全育成対策等の児童福祉対策の充実に努めるとともに、障害者対策について

も、本年が国連障害者の十年の中間に当たることから、特にその推進強化に努めてまいります。

公的年金制度につきましては、長年の懸案でありました積立金の自主運用が実現の運びとなり、このための法律案の御審議をお願いいたしますとともに、年金額の特例スライド等を行う所存であります。

さらに、長寿社会にふさわしい年金制度の確立を図る観点から、公的年金制度の一元化等につき所要の検討を進めてまいります。

また、医療保険制度につきましては、引き続き医療費の適正化を徹底して進めるとともに、将来的にわたり制度全体の安定した運営を確保していくため、国民健康保険の改革に取り組み、また、社会保険審議会において医療保険制度の一元化を見据えた基本的な問題について幅広く検討していただくこととしております。

次に、保健医療の分野における施策について申上げます。

まず、緊急の課題となつていています。エイズ対策につきましては、我が国では患者の発生は少数にとどまっているものの、最近の動向を見ると感染の拡大が懸念される状況となつております。このた

め、政府としてもエイズ対策関係閣僚会議を開催し、「エイズ問題総合対策大綱」を決定したところです。

次に、懸案の精神保健医療対策につきましては、

は、精神病院入院患者の人権擁護の推進と社会復帰の促進を図るため精神衛生法の改正法案を今国会に御提案申し上げてあります。

後とも、広く国民の精神保健の向上に資する施策を展開してまいる所存であります。

さらに、国立病院・療養所につきましては、国立医療機関にふさわしい医療を担当していくけるよ

う、その機能の充実強化を図るために、再編成を着実に進めていくこととしております。このための国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案が継続審査となつておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、医療の高度化と国際化に対応して、臨床工学技士等の新たな資格制度を設けるとともに、御審議をお願い申し上げます。

まいります。

生活衛生行政につきましては、化学物質の安全確保の総合対策に着手するとともに、引き続き環境衛生関係商業の振興、指導、食品の安全確保に努め、水道、廃棄物処理施設の整備及び合併処理浄化槽の整備を進めてまいる所存であります。

また、地方事務官制度の廃止を内容とした厚生行政の課題は、このほか、いすれも国民生活に密着した、ひとともゆるがせにできないものばかりであります。私は、皆様の御理解、御協力を得ながら諸問題の解決に取り組んでまいる所存であります。何とぞよろしくお願いいたします。

また、ひときわゆるがせにできないものばかりであります。私は、皆様の御理解、御協力を得ながら諸問題の解決に取り組んでまいる所存であります。何とぞよろしくお願い申します。

○委員長(佐々木満君) 次に、労働行政の基本施策について、労働大臣から所信を聴取いたしました。平井労働大臣。

○國務大臣(平井卓志君) 社会労働委員会の御審議に先立ち、今後の労働行政について所信を申し述べ、委員各位を初め、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

これまでの急速な円高の進展を背景として、広範な産業構造の転換が進行しております。このため、特に造船、鉄鋼等の構造不況業種及びその関連地域を中心に雇用調整が本格化し、失業者が増加するなど雇用面への影響は看過できない事態となつており、本年一月には完全失業率が史上初めて3%を記録しております。今や雇用の安定の確保は、国政の最重要課題の一つであり、私としましても最大限の努力を傾注してまいる所存であります。

また、労働条件の向上と労働者福祉の増進は、雇用の安定の確保と並んで、経済社会の安定、発展と豊かな国民生活の実現のための基本的課題であります。

私は、このようない見地に立つて、労働行政を積極的に進めてまいる所存であります。

第一は、産業構造の転換等に対応した総合的雇用確保対策、覚せい剤等の乱用防止のための官民を通じての予防啓発活動等に積極的に取り組んでまいります。

用対策であります。

現下の厳しい雇用失業情勢に対処するため、政府は、昨年十二月に政府・与党雇用対策推進本部を設置し、経済政策、産業政策と一体となった総合的な雇用対策の推進に取り組んでいるところであります。また、地域雇用対策推進協議会の開催により、地域の雇用動向を的確に把握し、地域の実情を十分踏まえた対策を進めることとしております。

労働省におきましても、産業構造の転換等に対応した緊急対策として三十万人雇用開発プログラムを実施し、失業の予防、能力開発及び雇用開発に重点を置いた雇用対策を強力に推進してまいります。

また、地域における厳しい雇用情勢に対処するため、先般成立した地域雇用開発等促進法に基づき、各種助成制度の活用による雇用開発の促進を中心化開発の推進等を内容とする総合的な地域雇用対策を推進してまいります。

さらに、炭鉱離職者対策につきましても、第八次石炭政策に基づく石炭鉱業の合理化等に対応した施策の推進に努めています。

第二は、労働条件の向上と労働者福祉の増進のための対策であります。

週休一日制の普及等労働時間短縮は、労働者福祉の観点はもとより、長期的に見た雇用機会の確保や内需拡大等の観点からも重要であり、統引き引き、社会的、国民的合意形成の促進と労使の自主的努力に対する指導、援助に努めてまいります。

労働基準法につきましては、中央労働基準審議会の建議に沿い、法定労働時間の短縮、年次有給休暇の最低付与日数の引き上げ等、社会経済情勢の変化に対応した改正を行なうこととしており、今国会にそのための法律案を提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、豊かで安定した労働者生活を実現するためには、持ち家の取得等を促進することが極めて重要であります。

このため、労働者財産形成持家融資制度の充実

等を図ることとしており、今国会にそのための法律案を提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

第三は、障害者等特別な配慮を必要とする人々の職業生活援助対策であります。

本年は、国連障害者の十年の中間年に当たつており、障害者対策の一層の強化が求められております。

このため、精神薄弱者対策の充実強化、身体障

害者の雇用の安定のための施策の拡充、職業リハビリテーション体制の整備等を内容とする法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、本年四月一日を期して国鉄の新経営形態への移行が実施されましたが、清算事業団職員の再就職促進法に基づく諸施策に全力を挙げて取り組んでまいります。

このような労働行政の展開に加え、我が国の経済社会におけるさまざまな構造変化に的確に対応するため、高年齢者の雇用就業対策、男女の雇用機会均等の確保等、女子労働者対策、職場における健康と安全の確保対策、職業能力開発対策等を積極的に推進するとともに、良好な労使関係の維持発展を図るための環境づくりに努めてまいります。

また、臨時行政調査会の答申を受け、職業安定関係地方事務官制度の廃止、都道府県労働局の設置等を内容とする法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上、当面する労働行政の重点事項について私の所信の一端を申し述べました。委員長初め、委員各位の御指導、御鞭撻を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(佐々木満君) 以上で所信の聴取は終わりました。

○委員長(佐々木満君) 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案を議題といたします。

第三、政府から趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○國務大臣(斎藤十朗君) ただいま議題となりました外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、医療分野における我が国と諸外国との間の交流は、ますます活発になってきており、これに伴い、アジア地域を中心に、多数の外国医師、歯科医師が医療研修を目的として来日しております。しかしながら、我が国の現行の医師法、歯科医師法のもとにおいては、これら外国医師、歯科医師は診療を伴う研修を行うことができず、その目的的達成に大きな障害のあることが指摘されております。

そこで、この法律案は、医療研修を目的として来日する外国医師、歯科医師が研修において診療を行うことができる道を開くことにより、その目的を十分に達成することができるよう、医師法、歯科医師法の特例等を設けるものであります。

これにより、我が国が、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に一層寄与することができるものと考えております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申しあげます。

○委員長(佐々木満君) 社会福祉士及び介護福祉士法案を議題といたします。

○國務大臣(斎藤十朗君) ただいま議題となりました社会福祉士及び介護福祉士法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国におきましては、世界に例を見ない急速なスピードで人口の高齢化が進行しており、後期高齢人口が大幅に増加することに伴い、寝たきり老人等介護を要する老人の急増が確実視されていますが、一方で、世帯規模の縮小、扶養意識の変化等に伴い、家庭における介護能力の低下が見られるところであります。

こうした状況の中で、増大する老人、身体障害者等に対する介護需要にいかに対応していくかということは、国民生活上の重要な課題になつております。

め、厚生大臣の指定する病院において、臨床修練指導医または臨床修練指導歯科医の実地の指導監督のもとにおいてのみ行い得ることとしております。

第三に、臨床修練指導医または臨床修練指導歯科医については、医学または歯科医学に関する専門的な知識及び技能を有することなどの一定の基準に適合している医師または歯科医師を、厚生大臣が認定することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐々木満君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐々木満君) 以上で所信の聴取は終りました。

第一に、外国医師、歯科医師が、医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国していること、必要な医学または歯科医学に関する知識及び技能を有すること等の一定の基準に適合している場合には、厚生大臣の許可を受けて臨床修練を行なうことができるものとしております。なお、許可の有効期間は、二年を超えない範囲内で厚生大臣が定めることとしております。

第二に、臨床修練は、その適切な実施を図るた

このため、だれもが安心して老人、身体障害者等に対する福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的能力を有する人材を養成、確保して、在宅介護の充実強化を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。

この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。

第二は、社会福祉士の業務及び資格要件であります。

社会福祉士は、専門的知識及び技術をもつて寝たきり老人等の福祉に関する相談、指導等を行うことを業とする者であり、大学において一定の社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等であります。社会福祉士試験に合格した者が、登録を受けることにより、資格を取得できるものであります。

第三は、介護福祉士の業務及び資格要件であります。

介護福祉士は、寝たきり老人等の介護等を行うことを業とする者であり、高校卒業以上の者であつて一定の養成施設を卒業した者、介護等の業務に三年以上従事した者等であつて介護福祉士試験に合格した者は介護等に係る一定の技能検定に合格した者が、登録を受けることにより資格を取得であります。

第四に、社会福祉士及び介護福祉士の試験及び登録は厚生大臣の指定する者に行わせることができます。

第五に、社会福祉士でない者が社会福祉士の名称を用いること及び介護福祉士でない者が介護福祉士の名称を用いることを禁止しております。また、社会福祉士または介護福祉士については、信託行為を禁止し、守秘義務を課すとともに、その業務を行うに当たっては、医療関係者との連携を保たなければならないこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐々木満君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

午後零時五十三分散会

本日はこれにて散会いたします。

三月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育所制度の充実に関する請願(第二二三号)

一、労働基準法(労働時間法制)の改正に関する請願(第二二〇五号)(第一四〇六号)(第二四七号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇一号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇二号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇三号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇四号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇五号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇六号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇七号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇八号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇九号)

一、労基法改正に関する請願(第一二五〇九号)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第二六九〇号)

一、カイロ・プラクティック等非合法医業類似行為取締り強化に関する請願(第二六九一号)

一、労働基準法(労働時間法制)の改正に関する請願(第二六九二号)

四月一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用対策法の一部を改正する法律案(衆)

一、雇用保険法の一部を改正する法律案(衆)

一、雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律案(衆)

一、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(衆)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

雇用対策法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

雇用保険法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

雇用保険法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

四月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第三三六一號)(第三三六三號)

一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第三三六四號)(第三三六五號)

一、生協活動規制のための生協法改正反対等に関する請願(第三五一五號)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三五二六號)

一、重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願(第三五一七號)(第三五一八號)

一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第三五一九號)(第三五一〇號)

一、予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願(第三七〇四號)

一、国立腎センター設立に関する請願(第三七〇九號)

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

<p>〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕</p> <p>四月二十一日本委員会に左の案件が付託された。 件が付託された。</p> <p>一、臨床工学校士法案</p> <p>一、義肢装具士法案</p>	<p>〔本号(その一)に掲載〕</p> <p>一、雇用確保に関する請願(第三七一〇号)</p> <p>(第三八一八号)</p> <p>一、予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願(第三八一九号)</p> <p>一、国立腎センター設立に関する請願(第三八二六号)</p>
<p>〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕</p> <p>四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案</p>	<p>〔本号(その一)に掲載〕</p> <p>四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案</p>
<p>〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕</p> <p>四月十七日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、労基法改正に関する請願(第四一四二号) (第四一四三号)(第四一四四号)(第四一四五号)(第四一四六号)(第四一四七号)</p>	<p>〔本号(その一)に掲載〕</p> <p>四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、國立鳴子病院の経営移譲反対等に関する請願(第四七四一号)</p>
<p>〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕</p> <p>四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第五〇五五号)</p> <p>一、療術の制度化促進に関する請願(第五〇五五号)</p> <p>一、国立腎センター設立に関する請願(第五〇五五号)</p>	<p>〔請願の内容は本号(その一)に掲載〕</p> <p>四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第五〇五五号)</p> <p>一、療術の制度化促進に関する請願(第五〇五五号)</p> <p>一、国立腎センター設立に関する請願(第五〇五五号)</p>
<p>〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕</p> <p>四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、社会福祉士及び介護福祉士法案</p>	<p>〔請願の内容は本号(その一)に掲載〕</p> <p>五月一日日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、療術の制度化促進に関する請願(第五三〇九号)(第五三一〇号)(第五四八五号)</p> <p>一、国民健康保険制度に対する都道府県の負担の導入反対に関する請願(第五四八六号)</p> <p>一、母子保健法改正に関する請願(第五四八七号)</p> <p>一、療術の制度化促進に関する請願(第五六四九号)(第五六五〇号)</p>
<p>〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕</p> <p>五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、林業労働法案(村沢牧君外一名発議)</p>	<p>〔請願の内容は本号(その一)に掲載〕</p> <p>五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、林業労働法案(村沢牧君外一名発議)</p>
<p>〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕</p> <p>五月八日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第五八一五号)(第五八一六号)</p> <p>一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五八一七号)</p> <p>一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第五八一八号)</p> <p>一、療術の制度化促進に関する請願(第五八一五号)</p> <p>一、予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願(第六〇一四号)</p> <p>一、療術の制度化促進に関する請願(第六〇一五号)</p> <p>一、国立腎センター設立に関する請願(第六一八四号)</p> <p>一、療術の制度化促進に関する請願(第六一八六号)(第六一八七号)(第六一八八号)</p> <p>一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第六一九〇号)</p> <p>一、療術の制度化促進に関する請願(第六二一八号)</p> <p>一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第六二一九号)</p>	<p>〔請願の内容は本号(その一)に掲載〕</p> <p>五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めるの件</p> <p>〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕</p> <p>五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めるの件</p>





昭和六十二年五月二十三日印刷

昭和六十二年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C

# 第一百八回 参議院社会労働委員会会議録第二号(その一)

[本号(その一)参照]

第二二三三号 昭和六十二年三月十三日受理  
保育所制度の充実に関する請願(十四通)

請願者 静岡市駿府町一ノ七〇静岡県総合社会福祉会館静岡県保育所連合会

内 村松好郎 外一万九千九百九十六名

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二四〇五号 昭和六十二年三月十六日受理  
労働基準法(労働時間法制)の改正に関する請願

請願者 岡山県倉敷市中島二、六〇六 脇本正弘 外百九十四名

紹介議員 谷山 博君

政府が進める労働基準法(労働時間法制)改悪は、現実の労働時間の短縮にならないばかりか、規制の弾力化などにより実質的な賃下げや拘束される労働時間を延長するものである。ついては、人間らしく働くために、次の事項について実現を図られたい。

第一、労働時間について、一日八時間とし、賃金の引下げなしに週四十時間、週休二日制とすること。

二、労働と生活のリズムを崩す一日二時間延長制や、変形労働時間の拡大を認めないこと。

三、働いても、働いていないとみなすことになるみなし労働時間制導入を認めないこと。また、現在、労働時間とされている手待時間を否定することになる、手待時間の換算取扱いを認めないこと。

四、年次有給休暇を最低 ILO 基準の三労働週(週休二日制の下で十五日)とすること。有給休暇取得を理由に昇給・昇格・ボーナスの査定・

諸手当の給付などについて一切の不利益取扱いを禁止、処罰すること。

五、公益上・公共上やむを得ない理由のある場合を除き、深夜及び深夜交代制労働を原則として禁止すること。認める場合には、労働時間を短縮するなど労働者の生活と健康を十分に守るために必要な規制をすること。

六、残業については男女ともに一日当たり二時間、週当たり六時間、年当たり百二十時間の上限を設けるとともに、割増率を五十パーセント

ト、深夜・休日労働については百ペーセントに引き上げること。

七、均等法とあわせて労働基準法を改定して行われた婦人労働者の時間外・休日・深夜労働などに対する規制の緩和については、改定前に回復させること。

八、労働基準法改定による労働時間短縮の実施が困難な中小零細企業等については必要な公的助成などをを行うこと。また、不払残業、無給の休日出勤、さらには労働基準法の改正によって新設されるすべての規定の違反について監督行政を強化するために関係職員の大額な増員などを必要な措置を講ずること。

紹介議員 上田耕一郎君

実 外百八十六名

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

紹介議員 永野哲夫 外百八十六名

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

紹介議員 永野哲夫 外百八十六名

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

五ノ一三 吉村俊雄 外百八十六

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

第二四一八号 昭和六十二年三月十六日受理

労働基準法(労働時間法制)の改正に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一四ノ二 柳沢和衛 外百八十六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

第二四一九号 昭和六十二年三月十六日受理

労働基準法(労働時間法制)の改正に関する請願

請願者 長野県木曽郡木曽福島町一、八八六 伊藤真理 外百八十六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

第二四二〇号 昭和六十二年三月十六日受理

労働基準法(労働時間法制)の改正に関する請願

請願者 長野県上田市木下町二ノ五ノ一〇 成瀬広美 外百八十六名

紹介議員 吉岡 春子君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

第二四二一号 昭和六十二年三月十七日受理

労働基準法(労働時間法制)の改正に関する請願

請願者 長野県上田市木下町二ノ五ノ一〇

紹介議員 吉岡 春子君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

第二四二二号 昭和六十二年三月十七日受理

労働基準法(労働時間法制)の改正に関する請願

請願者 新潟市寺尾上六ノ一七ノ二 石川春枝 外九十九名

紹介議員 下田 京子君

中曾根内閣は、軍事費を大幅に増やした予算を提出したのを始め、大企業本位、国民生活破壊の政策を次々と進めようとしている。そのため、国民の暮らしは一層深刻になつていて。ついては、中曾根内閣の反国民的政策を改め、直ちに次の事項を推進されたい。

憲法で定めるすべての国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の侵害を合法化するよ

うな労働基準法改悪をやめ、当面、賃下げなしで拘束一日八時間・一週四十時間、週休二日の法制を直ちに実現すること。年次有給休暇を大幅に増やすし、取得を理由にした不利益扱いを禁止すること。

現行の変形労働時間制を更に拡大するのではなく制限を強化し、みなし労働時間制・手待時間換算取扱いの導入をやめること。時間外・休日・交替制労働の制限を強化し、時間外手当を大幅に引き上げること。

第二五〇三号 昭和六十二年三月十七日受理

労基法改正に関する請願

請願者 山梨県甲府市吉田中町四、八八二六 木内典子 外九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第二五〇四号 昭和六十二年三月十七日受理

労基法改正に関する請願

請願者 東京都大田区南千束三ノ一九ノ六 山本隆 外九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第二五〇五号 昭和六十二年三月十七日受理

労基法改正に関する請願

請願者 静岡市古庄四八五ノ一 中山和彦 外九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第二五〇六号 昭和六十二年三月十七日受理

労基法改正に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ二八ノ四 名取ますみ 外九十九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第二五〇七号 昭和六十二年三月十七日受理

労基法改正に関する請願

請願者 天野啓子 外九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第二五〇八号 昭和六十二年三月十七日受理

労基法改正に関する請願

請願者 新潟市小針五ノ二〇ノ五 毛島秀男 外九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第二五〇九号 昭和六十二年三月十七日受理

労基法改正に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市原田新町二、三一 三ノ二 大浦昭治 外九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第二五〇五号 昭和六十二年三月十七日受理

労基法改正に関する請願

請願者 三重県上野市茅町 高田節子 水谷 力君

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一四五四号と同じである。

第二五九七号 昭和六十二年三月十八日受理

暮らしと雇用・労働条件の改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市福田町福田一〇六 田中八恵子 外百九十二名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第二五九八号 昭和六十二年三月十八日受理

暮らしと雇用・労働条件の改善に関する請願

請願者 大阪府豊中市利倉西二ノ一一ノ一 藤井秀文 外九千三百四十三名

請願者 岡山県倉敷市児島赤崎二ノ三ノ一 福田憲治 外百九十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第二五九九号 昭和六十二年三月十八日受理

暮らしと雇用・労働条件の改善に関する請願

請願者 岡山県赤田六三ノ一 村上誠一 外百九十二名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第二六〇〇号 昭和六十二年三月十八日受理

暮らしと雇用・労働条件の改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島上の町四ノ一三 五十一 中山万里 外百九十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第二六〇一号 昭和六十二年三月十八日受理

暮らしと雇用・労働条件の改善に関する請願

請願者 岡山県赤磐郡赤坂町山口五五四 原田辰政 外百九十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第二六〇二号 昭和六十二年三月十八日受理

暮らしと雇用・労働条件の改善に関する請願

請願者 岡山県西古松二四二ノ三 中山肇 功君

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第二六〇三号 昭和六十二年三月十九日受理

暮らしと雇用・労働条件の改善に関する請願

請願者 大阪府豊中市利倉西二ノ一一ノ一 藤井秀文 外九千三百四十三名

紹介議員　杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第二六九一号 昭和六十二年三月十九日受理

カイロブランクティック等非合法医業類似行為取締り強化に関する請願  
請願者　兵庫県明石市大蔵町二六ノ二社団法人兵庫県鍼灸マッサージ師会内

近藤昭二

紹介議員　片上　公人君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第二六九二号 昭和六十二年三月十九日受理  
労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願

請願者　千葉市葛城三ノ二ノ三〇　古賀清外三千四百八十六名

この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二六九三号 昭和六十二年三月十九日受理  
労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願

請願者　杏脱タケ子君　外三千四百八十六名

この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二六九四号 昭和六十二年三月十九日受理  
労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願

請願者　秋田市泉一ノ坪二一ノ七　佐藤五郎　外百十九名

この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二六九五号 昭和六十二年三月十九日受理  
労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願

請願者　秋田県南秋田郡天王町天王長沼一二　大石一博　外百十九名

この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

紹介議員　上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二六九七号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　秋田県北秋田郡鷲巣町鷲巣帰道一四ノ三　高嶋勉　外百十九名

紹介議員　小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二六九八号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　秋田県北秋田郡合川町鎌沢雪田家ノ後七八　杉潤好子　外百十九名

紹介議員　神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二六九九号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　秋田県北秋田郡鷲巣町栄中綱一二二ノ一　照井通則　外百十九名

紹介議員　近藤忠孝君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七〇〇号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　秋田市大豆島七、七五七　田中輝子　外百十九名

紹介議員　佐藤昭夫君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七〇一号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県愛知郡愛知川町沓掛四〇三　長尾吉洋　外百十九名

紹介議員　下田京子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七〇二号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　山中郁子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七〇七号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県愛知郡愛知川町愛知川四五　村越立木洋君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

紹介議員　上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七〇八号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県坂田郡米原町番場一、九六五　泉文彦　外百十九名

紹介議員　内藤功君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七〇九号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県坂田郡山東町朝日　森喜久雄　外百十九名

紹介議員　橋本敦君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七一〇号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県神崎郡五個荘町木流五三一　藤居和代　外百十九名

紹介議員　宮本顕治君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七一二号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　佐藤昭夫君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七二二号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　下田京子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七二三号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七二四号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七二五号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七二六号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七二七号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七二八号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

第二七二九号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県蒲生郡日野町中寺四九八　星田恭宏　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇五号と同じである。

○ノ一三 杉村誠一郎 外百十九名

紹介議員　吉岡吉典君  
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二七三〇号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県坂田郡米原町番場一、九六五　泉文彦　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二七三一号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県坂田郡米原町番場一、九六五　泉文彦　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二七三二号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県坂田郡米原町番場一、九六五　泉文彦　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二七三三号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県坂田郡米原町番場一、九六五　泉文彦　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二七三四号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県坂田郡米原町番場一、九六五　泉文彦　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二七三五号 昭和六十二年三月十九日受理

労働基準法（労働時間法制）の改正に関する請願  
請願者　滋賀県坂田郡米原町番場一、九六五　泉文彦　外百十九名

紹介議員　吉川春子君  
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

三

を削り、第六章の二中同条の次に次の九条を加え  
る。

## (解雇の届出)

第二十一条の一 事業主は、一の事業所において、一の月に、その月の初日から起算して四箇月前の日において現にその使用する労働者の総数(以下この条において「基準日における労働者の総数」という。)の百分の五(基準日における労働者の総数が、百人未満の事業所にあつては五人、六百人以上の事業所にあつては三十人とする。以下この条において同じ。)以上の数の労働者を解雇しようとするときは、その月の初日の三箇月前までに、その旨を、中央雇用調整委員会又は地方雇用調整委員会(以下「委員会」と総称する。)に届け出なければならない。その月の前月又は前二月において解雇がなされる場合において、その月に解雇しようとする労働者の数及び当該前月又は前二月における解雇者の数の合計数が基準日ににおける労働者の総数の百分の五以上となるときも、同様とする。

2 労働者の責めに帰すべき理由に基づいて解雇する場合における当該解雇については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 解雇しようとする者の数

二 解雇の予定日

三 解雇の事由

四 解雇する者の選定基準

五 基準日における労働者の総数

六 その他中央雇用調整委員会規則(第二十一條の十を除き、以下「中央委員会規則」といふ)で定める事項

4 前項の書面には、当該事業の経営の状況を記載した書類その他中央委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

5 事業主は、第一項の届出をする場合には、当該届出に係る事項を、当該事業所の労働者で組

織する労働組合に通知するとともに、当該事業所の労働者に周知させる措置を講じなければならぬ。

## 6 次の各号に掲げる労働者は、第一項の解雇しようとする労働者の数又は同項の基準日における労働者の総数に含まないものとする。ただし、第一号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が当該所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合は、この限りでない。

## 一 日々雇い入れられる者

## 二 一箇月以内の期間を定めて使用される者

## 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

## 四 試みの使用期間中の者

## (調査、勧告等)

## 第二十一条の三 委員会は、前条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出があつた日から起算して二箇月以内に、当該届出に係る解雇に關し必要な調査を行い、当該事業主の営む事業の種類、経営規模、経営状態、事業の種類が同種であり、かつ、経営規模が同程度の他の事業主における労働者の雇用状況等について総合的に判断し、当該解雇がやむを得ないものと認めることができないときは、事業主に対し、理由を付して、当該解雇の全部若しくは一部を取りやめ、若しくは延期し、又は当該解雇に代わるべき措置として配置転換、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十一条の二の認めるべき措置を採るべきことを勧告することができる。

## (勧告に従わない場合の措置)

## 第二十一条の四 委員会は、前条第一項の規定による勧告を受けた事業主が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告の要旨及び理由を公表することができる。

## 2 前項の公表があつた場合において、公共職業安定所その他の職業安定機関は、必要があると認めるときは、当該事業主に対し、期間を定めて職業紹介活動を停止する等必要な措置を講ずることができる。

## (離職者の就職の促進等)

## 第二十一条の五 第二十一条第一項若しくは第二十二条の二第一項の届出又は第二十二条第二項の通知があつたときは、国は、職業安定機関が相互に連絡を緊密にし、広範囲にわたり、求人

求めができる。

## 3 第一項の勧告をしない場合には、委員会は、同項の期間内に、事業主に対し、同項の勧告をしない旨を通知しなければならない。

4 委員会は、第一項の調査をするに当たつては、当該届出に係る事業所に、その労働者で組織する労働組合があるときはその労働組合の、その労働者で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならぬ。

## 5 委員会は、第一項の場合において必要があると認めるときは、前条第一項の届出に係る事業主と密接な関係のある親事業者(下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百二十号)第二条第三項に規定する親事業者をいう。)その他者に対し、当該届出に係る解雇の全部又は一部を取りやめ、又は延期することができるように対するために必要な援助の措置を探るべきことを勧告することができる。

## 6 委員会は、中央委員会規則で定めるところにより、第一項又は前項の勧告に係る措置の実施に關し必要があると認めるときは、当該事業主の他の関係者に対し、報告を求めることができること。

## 7 委員会は、中央委員会規則で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

## 8 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 9 委員は、非常勤とする。

## 10 中央委員会に、会長を置く。

## 11 会長は、委員が公益委員のうちから選舉する。

## 12 中央委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

## 13 地方雇用調整委員会

## 14 第二十二条の八 この章の定めるところによりその権限に属せられた事務を行わせるため、都道府県に、地方雇用調整委員会(以下「地方委員会」という。)を置く。

## 15 前条の規定は、地方委員会について準用す

又は求職を開拓し、及び職業紹介を行うこと、公共の職業訓練機関が職業訓練を行うこと等の措置により、一定の地域における労働力の需給に著しい不均衡が生じないように離職者の就職の促進又は当該事業における労働力の確保に努めるものとする。

## (中央雇用調整委員会の設置)

第二十二条の六 この章の定めるところにより解雇に關し調査し、勧告する等の事務を行わせるため、労働大臣の所轄の下に、中央雇用調整委員会(以下「中央委員会」という。)を置く。

第二十二条の七 中央委員会は、労働者を代表する委員(次項において「労働者委員」という。)による委員(次項において「使用者委員」という。)による委員(次項において「公益委員」という。)及び公益委員を代表する委員(以下この条において「公益委員」という。)各七人をもつて組織する。

2 労働者委員は労働組合が政令で定めるところにより推薦した者について、使用者委員は使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 中央委員会に、会長を置く。

6 会長は、委員が公益委員のうちから選舉する。

7 会長は、中央委員会の会務を總理する。

8 中央委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

る。この場合において、同条第一項中「七人」とあるのは「五人」と、同条第一項中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(管轄)

第二十一条の九 地方委員会は、当該都道府県の区域外に他の事業所を有していない事業主に係る事業について管轄し、中央委員会は、地方委員会の管轄に属しない事業について管轄する。

(規則制定権)

第二十一条の十 中央委員会は、その行う手続及びその運営に関する必要な事項並びに地方委員会の行う手続に関する必要な事項について中央雇用調整委員会規則を、地方委員会は、その運営に関し必要な事項について地方雇用調整委員会規則を定めることができる。

第二十四条第一項中「五千円」を「十万円」に改め、同項第一号中「第二十一条第一項」の下に「又は第二十一条の二第一項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第二十一条の三第二項の規定による出頭をせず、同項の規定による説明をせず、若しくは偽りの記載をした帳簿書類の提出をした者は偽りの記載をした帳簿書類の提出をした者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の雇用対策法(以下「新法」という。)第二十二条の二の規定は、同条第一項の規定に該当する解雇であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算し

て一箇月を経過する日の属する月の翌月以降に係るものから適用し、同月前に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の場合において、当該解雇が施行日から起算して一箇月を経過する日の属する月の翌月に係るものであるときは、新法第二十二条の二月前の日において、当該解雇が施行日から起算して一箇月を経過する日の翌月から起算して四箇月前における事案について管轄する。

(規則制定権)

第二十一条の十 中央委員会は、新法第二十二条の二月前の日において、当該解雇が施行日から起算して一箇月を経過する日の翌月から起算して四箇月前における事案について管轄する。

4 附則第二項の場合において、当該解雇が施行日から起算して二箇月を経過する日の翌月に係るものであるときは、新法第二十二条の二第一項前段中「その月の初日から起算して四箇月前に」とあるのは「一部改正法の施行日から起算して一週間以内」とあるのは「二週間以内」とする。

4 附則第二項

第一項中「国営企業労働委員会」を

「国営企業労働委員会」に改める。

第五十一条に次の二項を加える。

8 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項中「国営企業労働委員会」を「中央雇用調整委員会」に改める。

第十一條に次の二項を加える。

4 中央雇用調整委員会の組織、所掌事務及び権限は、雇用対策法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により從前の例によることとされる解雇に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第六条第五項次をのように改める。

第三十九条第一項中「特例一時金」の下に「及び

雇用保険法(昭和四十九年法律第六百六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項及び第三十八条第一項中「特例一時金」の下に「特例基本手当及び特例傷病手当」を加える。

(特例傷病手当)

第四十条の三 特例傷病手当は、特例基本手当の特例受給資格者が、前条第一項に規定する五十日を超えた日以後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをして後において、疾病又は負傷のため職業に就くことができない場合に、当該

五十日を超えた日から同項に規定する六箇月を経過する日までの期間内の当該疾病又は負傷のために特例基本手当の支給を受けることができる

ない日(疾病又は負傷のために特例基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。)について、次項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給す

る。

2 特例傷病手当を支給する日数は、四十日から

既に特例基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。

第四十条の次に次の二条を加える。

(特例基本手当)

第四十条の二 特例基本手当は、特例一時金の支給を受けた者が当該特例一時金の特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までの期間内において、当該特例一時金の支給に係る前条第二項の認定があつた日以後失業している日が通算して五十日を超えた場合に、当該五十日を超えた日から当該六箇月を経過する日までの期間内の失業している日について四十日分を限度として支給する。

2 第十五条から第十九条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、特例基本手当について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格」とあるのは「特例基本手当の特例受給資格」と、「受給資格者」とあるのは「特例基本手当の特例受給資格者」と、第十五条第三項中「離職後」とあるのは「第四十条の二第一項に規定する五十日を超えた日以後」と、第三十四条第四項中「第三十七条第四項」とあるのは「第四十条の三第二項」と読み替えるものとする。

(特例傷病手当)

第三十九条第一項中「特例一時金」の下に「及び

雇用保険法(昭和四十九年法律第六百六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項及び第三十八条第一項中「特例一時金」の下に「特例基本手当及び特例傷病手当」を加える。

(特例基本手当)

第三十九条第一項中「特例一時金」の下に「及び

特例基本手当」を加え、「次条」を「それぞれ次条及び第四十条の二」を改め、同条第一項中「前項の規定により特例一時金」の下に「及び特例基本手当」を、「次条第二項」の下に「及び第四十条の二」を、「次条第二項」の下に「それぞれを、基づく特例一時金」の下に「及び特例基本手当」を加える。

2 特例傷病手当を支給する日数は、四十日から

既に特例基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。

3 第三十七条第一項、第三項及び第五項から第

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約一億円の見込みである。

4 附則第二項

第一項中「本案施行に要する経費」としては、初年度約一億円の見込みである。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により從前の例によることとされる解雇に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特例傷病手当)

第六条第五項次をのように改める。

(特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第六条第五項次をのように改める。

(特例傷病手当)

第三十九条第一項中「特例一時金」の下に「及び

雇用保険法(昭和四十九年法律第六百六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項及び第三十八条第一項中「特例一時金」の下に「特例基本手当及び特例傷病手当」を加える。

(特例基本手当)

第三十九条第一項中「特例一時金」の下に「及び

特例基本手当」を加え、「次条」を「それぞれ次条及び第四十条の二」を改め、同条第一項中「前項の規定により特例一時金」の下に「及び特例基本手当」を、「次条第二項」の下に「それぞれを、基づく特例一時金」の下に「及び特例基本手当」を加える。

2 特例傷病手当を支給する日数は、四十日から

既に特例基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。



## (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二条及び第四条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以前一年間に雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格(以下「一般受給資格」という。)又は船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定により失業保険受給資格」という。)を取得した者についても適用する。

## (経過措置)

3 前項に規定する者のうち、この法律の施行前に、同項の期間内に取得した一般受給資格(以下この項において「前の一般受給資格」という。)又は船員受給資格(以下この項において「前の船員受給資格」という。)に基づく求職者給付又は失業保険金の支給を受け終わった者であつて、この法律の施行の際限に失業しているものに対する第一条及び第四条の規定の適用については、これらの者は、施行日において、前の一般受給資格を取得した者にあつては新たに一般受給資格を取得した者と、前の船員受給資格を取得した者にあつては新たに船員受給資格を取得した者とみなす。この場合において、新たに規定する基本手当の受給資格に係る離職の日とは、当該前の一般受給資格に係る船員として船舶所有者に使用されなくなった日とし、新たに船員受給資格を取得した者に係る船員保険法第三十三条ノ三第一項に規定する船員として船舶所有者に使用されなくなった日は、当該前の船員受給資格に係る船員として船舶所有者に使用されなくなった日とし、また、これらの者に係る雇用保険法第二十二条第一項又は船員保険法第三十三条ノ十一第一項に規定する所定給付日数は、九十日とする。

## (廃止)

4 この法律は、施行日から三年以内に廃止する

ものとする。

## 本案施行に要する経費

十億円の見込みである。

## 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律

## 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律

## 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律

第一条 この法律は、短期労働者及び短時間労働者について、労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)等と相まって、雇用形態及び賃金、労働時間、雇用期間その他の労働条件を改善し、並びに雇用保険制度等の適用の拡大を図り、及び福利厚生に関する施設の利用を確保し、もつてこれらの者の職業の安定及び福祉の増進に資することを目的とする。

(労働条件の向上)

第一条 使用者は、この法律の規定を理由として、労働条件を低下させではないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

第二条 この法律は、いかんを問わず、正式の雇入れとなる日前の就労期間のすべてのものをいう。

第三条 試用期間、試用期間、見習期間、実習期間その他の名称のいかんを問わず、正式の雇入れが条件付とされている場合において、正式の雇入れとなる日前の就労期間のすべてのものをいう。

第四条 第十三条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定は、一週間の所定労働時間が八時間未満の短期労働者又は短時間労働者については、適用しない。

第五条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十一年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しないものとし、同項に規定する船員である短期労働者及び短時間労働者の職業の安定及び福祉の増進のための措置については、この法律に準じて、別に法律で定める。

第六条 この法律は、國家公務員及び地方公務員については、適用しないものとし、国家公務員である短期労働者及び短時間労働者並びに地方公務員である短期労働者及び短時間労働者の職業の安定及び福祉の増進のための措置については、この法律に準じて、別に法律で定める。

む」という。

三 一般労働者 日々又は期間を定めて雇用される労働者以外の労働者で、事業場において標準的な労働者とされるもの(試用期間中の者を含む。)をいう。

四 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

五 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

六 賃金 労働基準法第十一條に規定する賃金をいう。

七 試用期間 試用期間、見習期間、実習期間その他の名称のいかんを問わず、正式の雇入れが条件付とされている場合において、正式の雇入れとなる日前の就労期間のすべてのものをいう。

八 条款 第十三条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定は、一週間の所定労働時間が八時間未満の短期労働者又は短時間労働者については、適用しない。

九 条款 この法律は、船員職業安定法(昭和二十一年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しないものとし、同項に規定する船員である短期労働者及び短時間労働者の職業の安定及び福祉の増進のための措置については、この法律に準じて、別に法律で定める。

十 条款 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しないものとし、国家公務員である短期労働者及び短時間労働者並びに地方公務員である短期労働者及び短時間労働者の職業の安定及び福祉の増進のための措置については、この法律に準じて、別に法律で定める。

十一 条款 この法律は、公共職業安定所の紹介による雇入れによる。

十二 条款 短期労働者 日々又は期間を定めて雇用される労働者と同等であるにもかかわらず、賃金が労働した時間によって算定される者を含

との労働契約の締結に際しては、賃金、労働時間、雇用期間、休暇その他の労働条件で定める

労働条件を書面で明示し、当該労働契約が成立したときは、遅滞なく、当該労働条件を記載した書面を当該労働者に交付しなければならない。この場合において、当該使用者は、遅滞なく、当該労働条件を記載した書面の写しを労働基準監督署長及び公共職業安定所長に提出しなければならない。

(短期労働者の雇入れ)

第七条 使用者は、就労させる業務が、季節的業務、事業の期間が予定される事業に係る業務その他短期労働者を雇い入れることについてやむを得ない事情があるものとして労働省令で定める業務(以下「季節的業務等」という。)である場合を除き、短期労働者を雇い入れてはならない。

第八条 使用者は、短期労働者を雇い入れる場合は、当該季節的業務等について当該短期労働者が必要とされる期間を雇用期間としない労働契約を締結してはならない。

第九条 使用者が前項の規定に違反する労働契約を締結したときは、当該季節的業務等について当該短期労働者が必要とされる期間を雇用期間とする労働契約が締結されたものとみなす。

第十条 使用者は、短期労働者が当該雇用期間中に離職した場合には、当該離職した日後の当該季節的業務等の期間について、当該短期労働者が就労していた業務に就労させるため、短期労働者を雇い入れてはならない。ただし、当該離職者が、当該短期労働者の自己の都合による退職又は自己の責めに帰すべき事由に基づく解雇による場合は、この限りでない。

第十一条 短期労働者が当該雇用期間を超えて引き続き使用されるに至った場合には、当該労働契約が、当事者間に、引き続き使用されるに至った日に、一般労働者としての労働契約(当該短期労働者の所定労働時間が当該事業場における同種的一般労働者の所定労働時間より短いときは、

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 短期労働者 日々又は期間を定めて雇用される労働者をいう。

二 短時間労働者 日々又は期間を定めて雇用

される労働者以外の労働者で、同一事業場における同種の一般労働者と比べ所定労働時間

が短いもの(所定労働時間及び業務内容が一

般労働者と同等であるにもかかわらず、賃金が労働した時間によって算定される者を含

(労働条件を記載した書面)

第六条 使用者は、短期労働者又は短時間労働者

従前の所定労働時間を所定労働時間とする短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなす。この場合において、当該短期労働者であつた期間が当該事業場における一般的労働者の試用期間を超えるときは当該試用期間を経過したものとし、試用期間に満たないときは残余の期間を当該労働者の試用期間とする。

使用者は、前項の規定により一般労働者又は短時間労働者となつた労働者の従前の短期労働者として雇用されていた期間については、同項後段に定めるもののほか、当該期間に係る所定労働時間に応じて、新たに一般労働者又は短時間労働者の雇用に係る賃金その他の労働条件に係る期間として取り扱わなければならない。

前項の規定は、第五項の規定により短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなされた場合に準用する。

#### (雇用短期労働者等の優先雇用)

第八条 使用者は、短時間労働者又は一般労働者を募集しようとする場合において、現に雇用する短期労働者又は短時間労働者で当該募集に係る業務に従事しているもの(現に雇用する短期労働者又は短時間労働者で当該業務に係る職業訓練を受けているもの及び当該募集に係る短期労働者又は短時間労働者として雇い入れることが予定されている者を含む。以下この条及び次条第一項において「雇用短期労働者等」という。)がいるときは、事業場の貿易、場所に掲示する等の方法により、当該募集する旨及び当該募集に係る労働条件を雇用短期労働者等に周知させなければならない。

使用者が短時間労働者又は一般労働者を募集した場合において、雇用短期労働者等が当該募集に応ずる旨の申出をしたときは、当該使用者と当該申出をした雇用短期労働者等(当該申出をした雇用短期労働者等の数が当該募集する短時間労働者又は一般労働者の数を超えるときは、使用者が試験その他の場合と同様に当該募集に係る数の雇用短期労働者等)との

間に、当該募集に係る雇入れの決定が行われた日に、当該募集に係る短時間労働者又は一般労働者としての労働契約が締結されたものとみなす。この場合においては、前条第五項後段及び第六項の規定は、前項の規定により短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなす。第六項の規定は、前項の規定により短時間労働者の試用期間を超えるときは当該試用期間を経過したものとし、試用期間に満たないときは残余の期間を当該労働者の試用期間とする。

使用者は、前項の規定により短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなされた場合に準用する。

#### (一般労働者又は短時間労働者としての労働契約の成立)

使用者が第七条第一項又は第四項の規定に違反して短時間労働者を雇い入れた場合には、当該使用者と当該短期労働者との間に、一般労働者の所定労働時間より短いときは、当該短期労働者の所定労働時間とする短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなす。

当該使用者と当該短期労働者との所定労働時間が当該事業場における同種の一般労働者の所定労働時間より短いときは、当該短期労働者の所定労働時間より短いときは、当該短期労働者の所定労働時間とする短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなす。

#### (雇用短期労働者等の短時間労働者としての労働契約)

使用者が前条第一項の規定に違反して短時間労働者又は一般労働者を雇い入れた場合には、

当該使用者と同項の規定により周知の措置が執られたならば応募したであろう雇用短期労働者等(当該応募したであろうこれらの者の数が当該募集していいた短時間労働者又は一般労働者の数を超えるときは、使用者が試験その他の方法により選定した当該募集に係る数の雇用短期労働者等)との間に、当該募集に係る雇入れの決定が行われた日に、当該募集に係る短時間労働者としての労働契約が締結された場合に準用する。

#### (特定の短時間労働者の待遇の改善)

使用者は、短時間労働者については、労働基準法第三十二条及び第三十六条の規定にかかるわらず、その意思に反して、当該短時間労働者の所定労働時間を超えて労働させ、又は所定休日に労働させてはならない。

(労働協約及び就業規則の適用等)

第六条の規定は、前二項の規定により短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなされた場合に準用する。

五時間かつ一週間にについて三十時間を超える短時間労働者については、一般労働者とするよう努めなければならない。

(短期労働者等に係る能力開発事業の実施)

第十一條 使用者が短期労働者又は短時間労働者に対する労働契約が締結されたものとみなす。この場合においては、前条第五項後段及び第六項の規定は、前項の規定により短時間労働者の試用期間を超えるときは当該試用期間を経過したものとし、試用期間に満たないときは残余の期間を当該労働者の試用期間とする。

#### (同一労働同一賃金の原則)

使用者は、労働者が短期労働者又は短時間労働者であることを理由として、賃金について、同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。

#### (昇進等同一の原則)

第十三条 使用者は、労働者が短時間労働者であることを理由として、昇進、異動又は解雇について、同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。

#### (有給休暇等同一の原則)

第十四条 使用者は、労働者が短期労働者又は短時間労働者であることを理由として、有給休暇その他の休暇、休業、休憩時間及び育児時間等の女子に与えられる特別の時間並びに福利厚生に関する施設の利用について、同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。

#### (短時間労働者の所定労働時間外の労働及び所定休日の労働)

第十五条 使用者は、短時間労働者については、労働基準法第三十二条及び第三十六条の規定にかかるわらず、その意思に反して、当該短時間労働者の所定労働時間を超えて労働させ、又は所定休日に労働させてはならない。

#### (雇用保険法等の適用の拡大)

第十六条 すべての短期労働者及び短時間労働者又は短時間労働組合の組合員となることを拒んではならない。

#### (雇用保険法、健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)が適用されるものとする。)

第十七条 一般労働者の労働組合は、労働者が短期労働者又は短時間労働者であることを理由として、当該労働組合の組合員となることを拒んではならない。

#### (労働組合への加入)

第十八条 すべての短期労働者及び短時間労働者又は短時間労働組合の組合員となることを拒んではならない。

#### (求人の申込みの受理に関する特例)

第十九条 公共職業安定所は、使用者が第六条(第七条第七項、第八条第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む)、第七条第一項、第二項、第四項若しくは第六項(第八条第一項において準用する場合を含む)、第八条第十一項又は第十二条から第十五条までの規定に違反したときは、二年以内の期間を定めて、当該使用者の求人の申込みを受理しないものとする。

第十六条 一般労働者の労働組合が締結した労働協約は、当該労働組合の組合員でない短期労働者及び短時間労働者に適用される労働協約がない場合には、雇用期間及び所定労働時間の事項を除き、当該短期労働者及び短時間労働者にも適用されるものとする。この場合において、二以上の労働組合があるときは、当該短期労働者も

又是当該短時間労働者のそれぞれの過半数によって選択される労働組合が締結した労働協約が適用されるものとする。

第二十条 第七条第一項、第二項、第四項若しくは第六項(第八条第二項において準用する場合)

を含む)、第八条第一項又は第十二条から第十

五条までの規定に違反した者は、六月以下の懲

役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第六条(第七条第七項、第八条第三

項及び第九条第三項において準用する場合を含

む)又は第十六条第三項の規定に違反した者

は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関して、前二条の違反行為をした

ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 则

(施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して三月を経

過した日から施行する。

(経過措置)  
この法律の施行の際現に第七条第一項又は第

四項の規定に違反する労働契約により雇い入れ

られている短期労働者については、この法律の

施行の日に、一般労働者としての労働契約(当

該短期労働者の所定労働時間が当該事業場にお

ける同種の一般労働者の所定労働時間より短い

ときは、從前の所定労働時間を所定労働時間と

する短時間労働者としての労働契約)が締結さ

れたものとみなす。

3 第七条第四項の規定は、この法律の施行の際

現に季節的業務等が存する場合において、この

法律の施行前に当該季節的業務等に係る短期労

働者が離職したとき(この法律の施行前に当該

短期労働者が就労していた業務と同種の業務に

就労させるため短期労働者を雇い入れていると

きを除く)にも適用する。この場合において、同項中「当該離職した日後の当該季節的業

務等の期間」とあるのは、「この法律の施行後の

当該季節的業務等の期間」とする。

4 第二十条及び第二十二条の規定は、前項の規定による第七条第四項の規定に係る違反行為について、適用しない。

#### (労働省設置法の一部改正)

5 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五十九号を第六十号とし、第五十

八号を第五十九号とし、第五十七号の次に次の

一号を加える。

五十八 第十八条及び第四十六号に掲げるも

ののほか、短期労働者及び短時間労働者の

保護に関する法律(昭和六十二年法律第

号)の施行に關すること。

第八条第一項中「及び労働者派遣法」を「労

働者派遣法及び短期労働者及び短時間労働者の

保護に関する法律」に改める。

第十条第一項中「職業安定法」の下に「短

期労働者及び短時間労働者の保護に関する法

律」を加える。

#### (社会保険労務士法の一部改正)

九号の一部を次のように改定する。

別表第一第二十号の十三の次に次の一号を加

える。

二十の十四 短期労働者及び短時間労働者の

保護に関する法律(昭和六十二年法律第

号)

第二七九六号 昭和六十二年三月二十日受理

保育所制度の充実に関する請願(四通)

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一ノ二

四 堀龍功 外七千五百四十八名

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二七八〇一号 昭和六十二年三月二十日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町四丁二ノ七ノ

二一〇 鈴木加代子 外二百四十

紹介議員 謙山 博君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第二七八〇二号 昭和六十二年三月二十日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 大阪市淀川区東三國二ノ一〇ノ九

四〇五 中野茂 外二百四十九

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第二七八〇二号 昭和六十二年三月二十日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 大阪市淀川区東三國二ノ一〇ノ九

四〇四 広沢義夫 外二百四十

紹介議員 謙山 博君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

紹介議員 古川肇 外二百四十九名  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

紹介議員 横口吉広 外二百四十九名  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

紹介議員 田恒雄  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

紹介議員 牧君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

紹介議員 棚口吉広  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

講ずるとともに、諸制度の早急な改革充実を図ること。

二、解雇規制の実施や失業防止策を確立すること。

三、特定産業・業種対策及び特定地域対策を充実すること。

四、職業転換対策を充実強化すること。

五、地域経済社会の安定と雇用機会の創出を図ること。

六、雇用創出事業への助成を積極的に行うこと。

第三一二六号 昭和六十一年三月二十五日受理

母子保健法改正に関する請願  
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 森

紹介議員 村沢 牧君

田恒雄

近年、出生率の低下、婦人の職場進出の増加、高齢化社会の到来など母子をめぐる環境は大きく変化している。このような状況の下で、国は、母性健康診査の実施、母性手帳の交付、新生児セニタリング・システムの整備、都道府県知事と市町村長の事務の再配分を行うなどを内容とする母子保健法の改正について検討中である。や聞かせ及んでいた。しかしながら、このような改正が実施されると、母性の健康管理に対する管理の強化となり、また、財政的裏付けのない母子保健事業の実施責任を都道府県から市町村へ移管することは、検診など民間医療機関への委託となり、公的責任の放棄、住民サービスの低下につながるものと懸念される。よつて、かかる状況を十分認識し、母子の健康と生命を守り、次代を担う健全な世代を育成するため、母子保健法の改正に当たつては慎重を期するよう要請する。

第三一二七号 昭和六十一年三月二十五日受理  
国民健康保険制度に対する都道府県の負担の導入  
反対に関する請願  
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 森

紹介議員 村沢 牧君  
田恒雄

雇用の確保に関する請願  
請願者 新潟市新光町四ノ一 新潟県議会内  
武田武夫

紹介議員 長谷川 信君  
長谷川 信君

国民健康保険は、国民皆保険の一環をなす国の制度であるが、国は財政難を理由に国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入について検討しているやに聞き及んでいる。このことは医療保険制度の基本にかかる重大問題であつて、国保の抜本的改善方策の検討を経ずに國の財政上の都合で制度を変更すべきではなく、また、国保財政に地方一般財源を投入することは他の保険制度とのバランスを欠き、国保行政に対する國の責任を単に地方に転嫁するにすぎないものである。よつて、国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入は絶対に行わないよう強く要請する。

最近の雇用失業情勢は、円高不況、産業構造の転換の中での輸出関連産地、構造不況業種を中心雇用調整が進行し、完全失業率が戦後最高を記録するなど、極めて深刻な状況である。解雇等の雇用調整は、労働者と家族の生活の根底を揺るがす重大問題であり、緊急に全力を挙げて取り組むべき政治課題である。よつて、労働者の雇用の安定、確保を図るために、内需拡大、公共事業の拡大などの景気浮揚対策を速やかに実施し、失業の防止、雇用創出対策を講ずるよう強く要望する。

第三一二八〇号 昭和六十一年三月二十六日受理  
雇用確保に関する請願  
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 小

紹介議員 小山 一平君  
小山 一平君

この請願の趣旨は、第三一二五号と同じである。

第三一二八一号 昭和六十一年三月二十六日受理  
母子保健法改正に関する請願  
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 小

紹介議員 林信一  
林信一

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三一二八二号 昭和六十一年三月二十七日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 石川県加賀市黒瀬町ホノ二四ノ一

紹介議員 小谷内俊次  
小谷内俊次

この請願の趣旨は、第三一二五号と同じである。

第三一二八三号 昭和六十一年三月二十七日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 石川県加賀市黒瀬町ホノ二四ノ一

紹介議員 石本 茂君  
石本 茂君

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三一二八四号 昭和六十一年三月二十七日受理  
国民健康保険制度に対する都道府県の負担の導入  
反対に関する請願  
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 長野

紹介議員 小山 一平君  
小山 一平君

この請願の趣旨は、第三一二七号と同じである。

第三一二八五号 昭和六十一年三月二十七日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 石川県加賀市黒瀬町ホノ二四ノ一

紹介議員 石本 茂君  
石本 茂君

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三一二八六号 昭和六十一年三月二十七日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 石川県加賀市黒瀬町ホノ二四ノ一

紹介議員 石本 茂君  
石本 茂君

この請願の趣旨は、第三一二七号と同じである。

脊髄損傷は交通事故、建設事故、日常生活の事故、病気等により身体、特に背骨に強い力が作用して発生する。最近では交通事故により若年齢者の頸椎部損傷の発生が増加している。三十年前までは脊髄損傷になると寿命は三年といわれたが、医学の進歩により寿命も延びてきた。脊髄損傷者は十万人ともいわれるが、これからも増加の方向を示し将来には何十万人も発生すると予想される。以前は脊髄損傷になると病床で死を待つばかりであったが、最近では医学、リハビリテーションの発達により車いすに乗つてある程度の就労もできるようになつた。しかし、リハビリテーションは治療の一部であるが、根本的な治療ではない。脊髄損傷者が目指す治療とは脊髄の切れた部分が元のようになつたり、麻痺している手足及び

すること。

三、労働基準法には労働者が労働中に事故で障害者となり、三年経過後も労災補償が適用される場合は労働者を解雇してもよい(労働基準法第十九条・第八十一条)とあるが、解雇しないよう改めること。

#### 理由

(一)身体障害者雇用促進法が改正されて以来、軽度な障害者の雇用に限っては大分改善されてきたが、重度の障害者(一級・二級)に対しては雇用が進まない。現状のままでは重度障害者は取り残されるので特別な対策が必要である。(二)事業所に勤める労働者で事故、病気等で障害者になつた者は、労働意欲があるにもかかわらず解雇されている。障害者の雇用に対して特別な法律ができたにもかかわらず、重度の障害者を解雇し、一方で軽度の障害者を雇用することは身体障害者雇用促進法の精神と矛盾する。(三)障害者の雇用を特別に促進するために法律を作つた側で労災補償さえあれば解雇してもよいという全く反対の行為は明らかに矛盾である。

第三三六五号 昭和六十二年三月二十七日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 神奈川県平塚市中原下宿八九一  
紹介議員 伊藤治夫

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三五一五号 昭和六十二年三月三十日受理  
生協活動規制のための生協法改正反対等に関する請願  
請願者 栃木県黒磯市島方四九一 小賀玲子  
紹介議員 千葉 景子君

生協は、消費者・国民の暮らしと健康を守る自主的な協同組織である。消費生活協同組合法(以下生協法といふ)や国際的に確立されている協同組

合原則に沿つて、組合員による自主的で活発な活動と運営、堅実な事業活動を実践している。國

も、消費者行政や通産・流通行政等の中、生協の活動を評価し、閣議決定でもその助長をうたつ

てきた。しかし、最近は、このような生協の活動を規制し、そのため生協法の改正などを進めようとする動きが強まっている。生協が消費者・国民の協同組織として、生活と健康、福祉と文化の向上のために地域社会において果たしている大きな役割について、政府は正しく評価すべきである。また、規制強化のための生協法改正に反対し、生協法を守ることを要請する。我々は消費者であり、住民でもある組合員の協同の力で消費者助け合いの活動を地域の諸団体とともに進める決意を表明するものである。については、次の事項にと。

一、消費者の自発性、自主性を促し、国民生活の安定と生活文化の向上を目的とする生協法の趣旨と内容を後退させる生協法の改正はしないこと。

二、組合員以外の利用を口実に組合員の買物の仕方(組合員証提示など)まで法律で規制するような改正はしないこと。同様に、広告・宣伝の内容と方法まで規制することはしないこと。

三、生協は出店等に当たり地域の商業者と協議し、協調、提携に心掛けている。出店の規制のための改正をしないこと。

四、生協を協同組合として、農協・漁協等と法律の上で平等に扱うこと。非営利法人である協同組合の軽減税率の引上げをしないこと。

五、生協の地域社会での役割を助長するため、都市計画や町づくり(経済、福祉、文化等)の中で積極的に位置付けること。

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五一七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

この請願の趣旨は、第三二二五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三二二五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

紹介議員 中野 鉄造君  
科成孝 外三名

請願者 福岡市西区野方五ノ一七ノ八 山  
科成孝 外三名

紹介議員 三治 重信君  
請願者 神戸市須磨区竜が台六ノ一八ノ五  
六 米田寛子

紹介議員 中西 一郎君  
請願者 長野市南長野福下六九一ノ二長野  
母袋忠右衛門

紹介議員 向山 一人君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
請願者 京都市下京区堀川三番上ル清水町  
一四二 飛弾克己 外三千九百九  
十九名

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ

第三五二一號 昭和六十二年三月三十日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 埼玉県大里郡妻沼町弥藤吾 澄尾  
請願

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ

第三五二二號 昭和六十二年三月三十日受理  
予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願  
請願者 井俊介 外百六十四名  
紹介議員 一井 淳治君  
請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ

第三五二三號 昭和六十二年三月三十日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 田代由紀男君  
紹介議員 井俊介 外百六十四名  
請願者 井俊介 外百六十四名  
紹介議員 一井 淳治君  
請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ

第三五二四號 昭和六十二年三月三十日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 田代由紀男君  
紹介議員 井俊介 外百六十四名  
請願者 井俊介 外百六十四名  
紹介議員 一井 淳治君  
請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ

紹介議員 星 長治君  
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

八ノ一四 仲村悦義

- 第四条 第二条に規定する資金の運用は、次の方  
法により安全かつ効率的に行わなければならな  
い。
- 一 国債、地方債その他確実と認められる有価  
証券の取得
  - 二 預金又は貯金(厚生大臣が適当と認めて指  
定したものに限る。)

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業  
務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業  
務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律

(目的)  
第一条 この法律は、年金福祉事業団が政府から  
調達した資金の運用等を行うとともにこれによ  
り積み立てられた積立金を国庫に納付すること  
により、厚生年金保険の保険給付に要する費用  
(厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金法  
(昭和三十四年法律第二百四十一号)第九十四条の  
「第一項の規定により負担する基礎年金拠出金に係  
るものを除く。」及び国民年金の給付に要する費用(同  
法第五条第五項に規定する被用者年金保険者が  
同法第九十四条の二第一項又は第二項の規定に  
より負担し又は納付する基礎年金拠出金に係  
るものと除外する財源を確保し、もつて厚生年金  
保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に  
資することを目的とする。

(年金福祉事業団の業務の特例)

第二条 年金福祉事業団(以下「事業団」とい  
う。)は、年金福祉事業団法(昭和三十六年法律  
第二百八十九号)第十七条に規定する業務のほか、  
この法律の目的を達成するため、長期借入金の  
借り入れその他政令で定める方法で政府から調達  
した資金の運用を行い、これにより積み立てら  
れた積立金の管理を行うことをその業務とす  
る。

(業務の委託)  
第三条 事業団は、厚生大臣の認可を受け、金  
融機関その他政令で定める法人に対し、前条に  
規定する業務の一部を委託することができる。  
(資金の運用)

- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭  
信託(運用方法を特定するものと除く。)
- 四 厚生年金保険の被保険者及び国民年金の被  
保険者(国民年金法第七条第一項第一号に規  
定する第一号被保険者に限る。)を被保険者と  
する生命保険(被保険者の所定の時期におけ  
る生存を保険金の支払事由とするものに限  
る。)の保険料の払込み

- (区分経理)  
第五条 事業団は、第二条に規定する業務に係る  
経理については、その他の経理と区分し、特別  
の勘定を設けて整理しなければならない。  
(利益及び損失の処理)  
第六条 事業団は、第二条に規定する業務に関  
し、毎事業年度、損益計算において利益を生じ  
たときは、前事業年度から繰り越した損失をう  
め、なお残余があるときは、その残余の額は、  
積立金として整理しなければならない。

- 2 事業団は、第二条に規定する業務に係り、毎  
事業年度、損益計算において損失を生じたとき  
は、前項の規定による積立金を減額して整理  
し、なお不足があるときは、その不足額は、繰  
り越損金として整理しなければならない。  
(準用)  
第七条 第四条の規定は、第五条に規定する特別  
の勘定に係る業務上の余裕金について準用す  
る。

- (国庫納付金の納付)  
第八条 事業団は、毎事業年度、前事業年度の決  
算の完結の際第五条に規定する特別の勘定に所  
属する積立金のうちその額に政令で定める割合  
を乗じて得た額に相当する金額を、当該事業年  
度の八月一日から同月三十日までの間に国庫  
に納付しなければならない。

- 2 前項の規定による国庫納付金の額に相当する  
金額は、第五条に規定する特別の勘定に係る積  
立金の額から減額して整理するものとする。
- 3 第一項の規定による国庫納付金の納付の手続  
については、政令で定める。

- (国庫納付金の帰属する会計)  
第九条 前条第一項の規定による国庫納付金につ  
いては、その額を当該納付の日の属する会計年  
度の前年度の出納の完結の際厚生年金保険特別会計  
年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に  
所属する積立金の額を基準として政令で定める  
ところにより按分した額を、それぞれこれらの  
勘定に帰属させるものとする。

- (年金福祉事業団法の適用)  
第十条 この法律の規定により事業団の業務が行  
われる場合には、年金福祉事業団法第二十八条  
中「第二十四条の二」とあるのは「第二十四条  
の二」又は年金財政基盤強化のための年金福祉事  
業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する  
法律(昭和六十二年法律第二百四十一号。以下  
「年金財政基盤強化法」という。)第五条」と、同  
法第三十一条中「この法律及びこれに基づく」  
とあるのは「この法律又は年金財政基盤強化法  
及びこれらに基づく」と、同法第三十二条第二  
項及び第三十三条第一項中「この法律」とあるの  
は「この法律又は年金財政基盤強化法」と、同法  
第三十五条第一号中「又は第二十九条」とあるの  
は「若しくは第二十九条又は年金財政基盤強化  
法第三条」と、同法第四号中「又は第二十八条第  
二号」とあるのは「若しくは第二十八条第二号又  
は年金財政基盤強化法第四条第二号」と、同法  
第三十七条第一号中「この法律」とあるのは「こ  
の法律又は年金財政基盤強化法」と、同法第三  
号中「第十七条」とあるのは「第十七条又は年  
金財政基盤強化法第二条」とする。

- 附 则

- 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から  
施行する。

- (経過措置)  
第二条 事業団の昭和六十六事業年度までの各事  
業年度においては、第八条第一項の規定は、適  
用しない。

- (厚生年金特別会計法の一部改正)  
第三条 厚生年金特別会計法(昭和十九年法律第  
十号)の一部を次のように改正する。  
第五条中「生ズル収入」の下に「年金財政基  
盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例  
及び国庫納付金の納付に関する法律(昭和六十二  
年法律第二百四十一号)第八条第一項ノ規定ニ依ル  
年金福祉事業団ヨリノ国庫納付金」を加える。

- (国民年金特別会計法の一部改正)  
第四条 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律  
第六十三号)の一部を次のように改正する。  
第六十三条第一項中「生ずる収入」の下に「年金  
財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の  
特例及び国庫納付金の納付に関する法律(昭和  
六十二年法律第二百四十一号)第八条第一項の規定  
に基づく年金福祉事業団からの国庫納付金」を  
加える。

- (厚生年金保険法の一部改正)  
第五条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二  
十五号)の一部を次のように改正する。  
第六十三条第一項中「予定運用収入」の下に  
「(年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の  
業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律  
(昭和六十二年法律第二百四十一号)第八条第一項の  
規定による国庫納付金を含む。」を加える。

- (国民年金法の一部改正)  
第六条 国民年金法の一部を次のように改正す  
る。

- 第八十七条第三項中「予定運用収入」の下に  
「(年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の  
業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律  
(昭和六十二年法律第二百四十一号)第八条第一項の  
規定による国庫納付金を含む。」を加える。

- 規定期による国庫納付金を含む。」を加える。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第七条 年金福祉事業団法の一部を次のように改正する。

第一七条の二の見出し中「運用」を「運用等」と改め、同条第三号中「金銭信託」の下に「(運用方法を特定するものを除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 厚生年金保険の被保険者及び国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者に限る)を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る)の保険料の払込み

第二十七条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第二十四条の二に規定する特別の勘定に係る業務上の余裕金について準用する。

第二十八条中「余裕金」の下に「(第二十四條の二に規定する特別の勘定に係るものを除く。)」を加える。

第四二四二号 昭和六十二年四月六日受理  
労基法に関する請願  
請願者 福岡県久留米市諒訪野町二、三一  
紹介議員 杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第四二四三号 昭和六十二年四月六日受理  
労基法改正に関する請願  
請願者 福岡県久留米市諒訪野町二、三一  
紹介議員 六仲宗根孝、外六十一名  
この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第四二四四号 昭和六十二年四月六日受理  
労基法改正に関する請願  
請願者 福岡県太宰府市梅香苑三ノ一三  
紹介議員 近藤忠孝君  
この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

一八 富井久 外六十一名  
紹介議員 佐藤昭夫君  
この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

に規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。  
(定義)

第一条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。

二 この法律で「臨床工学校士」とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床工学校士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作

(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。

二章 免許  
(免許)  
第三条 臨床工学校士にならうとする者は、臨床工学校士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生大臣の免許(以下「免許」という。)を受ければならない。

二、前号に該当する者を除くほか、臨床工学校

士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者には、耳が聞こえない者又は

口がきけない者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、臨床工学校

士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者には、耳が聞こえない者又は

口がきけない者には、免許を与えない。

(省令への委任)

第六条 厚生省に臨床工学校士名簿を備え、免許

(登録及び免許証の交付)

第七条 免許は、臨床工学校士名簿に登録するこ

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、臨床工学  
技士免許証を交付する。  
(免許の取消し等)

第八条 臨床工学校士が第四条の規定に該当するに至ったときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

二 臨床工学校士が第五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて臨床工学校士の名稱の使用の停止を命ずることができる。

三 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなかつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を適用する。

四 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による处分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えること

ができる。この場合においては、前条の規定を適用する。

五 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による

处分をしようとするときは、あらかじめ、その

相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えること

ができる。この場合においては、前条の規定を適用する。

六 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による

处分をしようとするときは、あらかじめ、その

相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えること

ができる。この場合においては、前条の規定を適用する。

七 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による

处分をしようとするときは、あらかじめ、その

相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えること

ができる。この場合においては、前条の規定を適用する。

八 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による

处分をしようとするときは、あらかじめ、その

相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えること

ができる。この場合においては、前条の規定を適用する。

九 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による

处分をしようとするときは、あらかじめ、その

相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えること

ができる。この場合においては、前条の規定を適用する。

十 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による

处分をしようとするときは、あらかじめ、その

相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えること

ができる。この場合においては、前条の規定を適用する。

十一 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による

处分をしようとするときは、あらかじめ、その

相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えること

ができる。この場合においては、前条の規定を適用する。

十二 試験の問題の作成及び採点を行わせる

ため、厚生省に臨床工学校士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員に關し必要な事項は、政令で定められる。

(不正行為の禁止)  
第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十一年法律第十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修設若しくは養成所において二年(高等専門学校にあっては、五年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修設若しくは養成所において一年(高等専門学校にあっては、四年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修得したもの

四 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において厚生大臣が指定する科目を修めて卒業した者

五 外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又

は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定される者

(試験の無効等)  
第十五条 厚生大臣は、試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対しても、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

第十六条 試験を受けようとする者は、実費を勘定して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)  
第十七条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるとおり次条第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員の選任及び解任)  
第十八条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第二十条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に對し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)  
第十九条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十九条の規定は、試験委員の解任について準用する。

(試験の問題の作成及び採点について)  
第二十二条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。(受験の停止等)

第二十三条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をして

4 该当するときは、指定試験機関の指定をして

はならない。  
一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

ハ 次条第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定試験機関の臨床工学技士試験委員）  
第十九条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を臨床工学技士試験委員(次項から第四項まで、次条及び第二十四条第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第十八条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(試験事務の実施に関する計画の適正化)  
第二十二条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

2 第二十三条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるものほか、指定試験機関が試験

書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

い。

(試験事務規程)  
第二十条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 指定試験機関は、試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第十八条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

試験事務を行う場合における第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「前項又は第二十三条第一項」と、第六条第一項中「國」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。  
(秘密保持義務等)

第二十四条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれららの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十五条 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。  
(監督命令)

第二十六条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に對し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。  
(報告)

第二十七条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に對し、報告をさせることができる。  
(立入検査)

第二十八条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な

試験事務を行なう場合における第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「前項又は第二十三条第一項」と、第六条第一項中「國」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十六条第一項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
(試験事務の休廃止)

第二十九条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。  
(指定の取消し等)

第三十条 厚生大臣は、指定試験機関が第十七条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。  
(厚生大臣による試験事務の実施等)

第三十一条 指定試験機関が行なう試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

第三十二条 厚生大臣は、第三十条の規定による處分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。  
(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第三十三条 指定試験機関が行なう試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

第三十四条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。  
(厚生大臣による試験事務の実施等)

第三十五条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。  
(監督命令)

第三十六条 この章に定めるもののはか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第十四条第一号から第三号までの規定による学校又は臨床工学技士養成所の指定に関し必要な事項は、省令で定める。  
(業務)

第三十七条 臨床工学技士は、保健婦助産婦看護法(昭和二十三年法律第三百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるわらず、診療一歩式として生命維持管理装置の操作を行なうことと業とすることができる。

2 前項の規定は、第八条第二項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられるべきは一部の停止を命ずることができ。

第三十八条 臨床工学技士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める生命維持装置の操作を行なへてはならない。

2 前項の規定は、第八条第二項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられるべきは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施する事が困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第三十九条 臨床工学技士は、その業務を行なうに當たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(他の医療関係者との連携)

第四十条 臨床工学技士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。臨床工学技士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第四十一条 臨床工学技士でない者は、臨床工学技士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判

物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一项に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(聴聞)

を行なうこととするとき。

(試験の細目等)

断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

### 第五章 罰則

第四十三条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十一条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条规定は第二十二条の規定に違反して、不正の採点をした者  
二 第四十条の規定に違反した者  
三 前項第二号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定により臨床工学校技士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、臨床工学校技士の名称を使用したもの

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(受験資格の特例)  
第一条 臨床工学校技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、この法律の施行の際現に臨床工学校技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に臨床工学校技士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、第十四条の規定にかかるわらず、試験を受けることができる。

第三条 この法律の施行の際現に病院又は診療所において、医師の指示の下に、適法に生命維持管理装置の操作及び保守点検を業として行つてゐる者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十一日までは、第十四条の規定にかかるわらず、試験を受けることができる。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学できる者又は政令で定める者  
二 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者  
三 病院又は診療所において、医師の指示の下に、適法に生命維持管理装置の操作及び保守点検を業として行つた者

(免許)  
第一条 義肢装具士法  
第二章 義肢装具士法  
第三章 試験(第十一条~第三十六条)  
第四章 業務等(第三十七条~第四十二条)  
第五章 罰則(第四十三条~第四十七条)  
附則  
第一章 総則(目的)  
第一条 この法律は、義肢装具士の資格を定める  
一 号の規定の適用については、学校教育法第五  
十六条第一項の規定により大学に入学すること  
ができる者とみなす。  
(名称の使用制限に関する経過措置)  
第五条 この法律の施行の際現に臨床工学校技士又はこれに紛らわしい名称を使用している者につ  
いては、第四十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。  
(登録免許税法の一部改正)  
第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十  
五号)の一部を次のよう改正する。  
別表第一第二十三号(イ)(3)中「視能訓練士」の  
下に「臨床工学校技士」を加える。  
(厚生省設置法の一部改正)  
第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五  
十一号)の一部を次のよう改正する。  
第六条第三十一号の次に次の二号を加える。  
三十一の一 臨床工学校技士の養成所を指定  
し、臨床工学校技士の試験を行い、並びに臨  
床工学校技士の免許及び登録を行い、並びに  
免許を取り消し、及び名称の使用の停止を  
命ずること。  
(第二章 免許)  
第三条 義肢装具士にならうとする者は、義肢装  
具士国家試験(以下「試験」という。)に合格し  
厚生大臣の免許(以下「免許」という。)を受けな  
ければならない。  
3 この法律で「義肢装具士」とは、厚生大臣の免  
許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師  
の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型  
並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合  
(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行  
ふことを業とする者をいう。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。  
一 第二十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。  
二 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
三 第二十八条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。  
四 第二十九条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

第三条 義肢装具士にならうとする者は、義肢装  
具士国家試験(以下「試験」という。)に合格し  
厚生大臣の免許(以下「免許」という。)を受けな  
ければならない。  
2 この法律で「義肢装具」とは、上肢若しくは下肢の欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。  
3 この法律で「装具」とは、上肢若しくは下肢の全般若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。  
4 この法律で「義肢装具士」とは、厚生大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行ふことを業とする者をいう。

第三条 義肢装具士にならうとする者は、義肢装  
具士国家試験(以下「試験」という。)に合格し  
厚生大臣の免許(以下「免許」という。)を受けな  
ければならない。  
2 この法律で「義肢装具」とは、上肢若しくは下肢の欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。  
3 この法律で「装具」とは、上肢若しくは下肢の全般若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。  
4 この法律で「義肢装具士」とは、厚生大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行ふことを業とする者をいう。

第三条 義肢装具士にならうとする者は、義肢装  
具士国家試験(以下「試験」という。)に合格し  
厚生大臣の免許(以下「免許」という。)を受けな  
ければならない。  
2 この法律で「義肢装具」とは、上肢若しくは下肢の欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。  
3 この法律で「装具」とは、上肢若しくは下肢の全般若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。  
4 この法律で「義肢装具士」とは、厚生大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行ふことを業とする者をいう。

士免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第八条 義肢装具士が第四条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 義肢装具士が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて義肢装具士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

4 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機會を与えるければならない。(省令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、義肢装具士名簿の登録、訂正及び消除並びに義肢装具士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

### 第三章 試験

(試験の目的)

第十条 試験は、義肢装具士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十一條 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

(義肢装具士試験委員)

第十二条 試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生省に義肢装具士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定め

る。

(不正行為の禁止)

第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、歴史を保持し不正の行為のないようしなければならない。

2 義肢装具士が第五条各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けことができない。

1 学校教育法(昭和二十一年法律第十六号)

第五十六条第一項の規定により大学に入学す

ることができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した義肢装具士養成所

において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基つく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生省令で定める学

校、文教研修施設若しくは養成所において一

年(高等専門学校については、四年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修め

た者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大

臣が指定した義肢装具士養成所において、二

年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第六十二条第一項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者(厚生省令で定める者に限る。)で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した

4 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認められたときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

1 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

2 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

4 厚生大臣が、民法(明治十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

1 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができない。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

3 厚生大臣は、前項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

4 申請者の役員のうちで、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その後執行を終り、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して一年を経過しない者。

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者。

(指定試験機関の指定期間)

第十七条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認められたときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

4 厚生大臣は、前号の試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

5 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

6 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第十八条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計

画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

1 申請者が、民法(明治十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法

人以外の者であること。

2 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができない。

3 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

4 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

5 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

6 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

7 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

8 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

9 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

10 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

11 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

12 指定試験機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

三 申請者が、第三十条の規定により指定を取れども、試験の問題の作成及び採点を行つて、歴史を保持し不正の行為のないようしなければならない。

いおそれがあること。

三 申請者が、第三十条の規定により指定を取れども、試験の問題の作成及び採点を行つて、歴史を保持し不正の行為のないようしなければならない。

四 申請者の役員のうちで、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その後執行を終り、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して一年を経過しない者。

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者。

(指定試験機関の選任及び解任)

第十八条 指定試験機関の選任及び解任

2 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

3 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の選任)

第十九条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計

画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

3 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

4 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

5 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

6 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

7 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

8 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

9 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

10 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

11 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

12 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

13 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

14 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

15 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

16 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

17 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

18 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

19 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

20 厚生大臣は、厚生省令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(指定試験機関の義肢装具士試験委員)

第二十一条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を義肢装具士試験委員(次項から第四項まで、次条及び第二十四条第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第十八条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十二条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第二十三条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に因る者に対しては、その受験を停止させることができ。

2 前項に定めるものほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第一項中「前項」とあるのは「前項又は第二十三条第一項」と、第六条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」と

する。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第二十四条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれららの職にあつた者は、試験事務に因して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第二十五条 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十六条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に對し、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第二十七条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に對し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十八条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができ。

2 前項の規定により立入検査を行ふ職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(聴聞)

第三十二条 厚生大臣は、第三十条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その

3 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休止等)

第二十九条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第三十条 厚生大臣は、指定試験機関が第十七条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

(第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十九条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条第二項の規定により指定試験機関に對し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第三十四条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十九条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を停止したとき、第三十条第二項の規定により指定試験機関に對し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第三十五条 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

1 第十七条第一項の規定による指定をしたとき。

三 第十九条、第二十一条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第二十条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第三十六条 第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十九条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(公示)

第三十七条 第三十条の規定による許可をしたとき。

2 第二十九条の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 第三十条の規定による許可をしたとき。

2 第二十九条の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないとこととするとき。

(試験の細目等)

第三十六条 この章に定めるものほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第十四条第一号から第三号までの規定による学校又は義肢装具士養成所

の指定に關し必要な事項は、省令で定める。

#### 第四章 業務等

(業務)

第三十七条 義肢装具士は、保健婦助産婦看護婦法昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第八条第二項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

第三十八条 義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行つてはならない。

(他の医療関係者との連携)  
第三十九条 義肢装具士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

第四十条 義肢装具士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。義肢装具士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第四十一条 義肢装具士でない者は、義肢装具士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

#### 第五章 罰則

第四十三条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十一条第一項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条又は第二十二条の規定に違反して、不正の採点をした者

二 第四十条の規定に違反した者

一 第八条第二号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定により義肢装具士の名稱の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、義肢装具士の名称を使用したもの

二 第三十八条又は第四十一条の規定に違反した者

一 第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十八条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十九条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(試験資格の特例)

第一条 義肢装具士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、この法律の施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第二条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を業として行つている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十日までは、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を業として行つている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十日までは、第十四条の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可の手續を行ふこと。

第三十六条の三 義肢装具士法(昭和六十二年法律第二号)の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可の手續を行ふこと。

第三十七条 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を五年以上業として行つた者

第一節 専業労働者及び兼業労働者の登録

第二節 常用労働者証明書の交付(第十三条第一項)  
第三節 林業事業体登録簿(第十六条・第十七条)

第四章 林業労働者(第十八条・第二十一条)  
第五章 雇用促進事業団の業務(第二十七条・第六十条)

第六章 振動障害の予防等(第五十四条・第六十三条)

第七章 雜則(第六十四条・第八十条)

第八章 罰則(第八十一条・第八十六条)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(イ)(3)中「又は」を「義

肢装具士又は」に改める。

第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三十六号の次に次の二号を加える。

三十六の二 義肢装具士の養成所を指定し、義肢装具士の試験を行い、並びに義肢装具士の免許及び登録を行い、並びに免許を取

り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十六の三 義肢装具士法(昭和六十二年法律第二号)の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可の手續を行ふこと。

三十六の四 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を業として行つている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十日までは、第十四条の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可の手續を行ふこと。

三十六の五 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を五年以上業として行つた者

第一節 専業労働者及び兼業労働者の登録

第二節 常用労働者証明書の交付(第十三条第一項)  
第三節 林業事業体登録簿(第十六条・第十七条)

第四章 林業労働者(第十八条・第二十一条)  
第五章 雇用促進事業団の業務(第二十七条・第六十条)

第六章 振動障害の予防等(第五十四条・第六十三条)

第七章 雜則(第六十四条・第八十条)

第八章 罰則(第八十一条・第八十六条)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(イ)(3)中「又は」を「義

」に改める。

第一節 目的

第一章 総則

第一条 この法律は、森林の有する諸機能の發揮のために欠くことのできない役割を担つてゐる林業労働者が雇用状態、労働条件等につき他の労働者に比較して低位にある実情にかんがみ、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講じ、もつて林業労働者の地位の向上を図ることにより山村地域の振興に寄与することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 林業 森林において行う次に掲げる事業をいう。
- 二 林業労働者 伐採及び搬出の事業
- 三 林業事業体 造林又は育林の事業
- 四 林業のための種苗の採取又は育成の事業
- 五 林道の整備の事業
- 六 森林の土地の保全又は保安施設の整備の事業
- 七 イからホまでの事業に附帯する事業
- 八 林業所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- 九 林業事業体 林業労働者を雇用して林業を行ふ者をいう。
- 十 林業労働者 林業の業務に従事する労働者をいう。
- 十一 常用労働者 同一の林業事業体に常時雇用される林業労働者をいう。
- 十二 専業労働者 常用労働者以外の林業労働者で、一年間に通常九十日以上雇用され林業の業務に従事するものをいう。
- 十三 兼業労働者 常用労働者及び専業労働者以外の林業労働者で、時季を定めて一年間に通常三十日以上雇用され林業の業務に従事するものをいう。

## 第二章 林業労働計画

2 都道府県林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の区域における林業の事業の量
- 二 当該都道府県における林業労働者の雇用の増進に関する措置に関する事項
- 三 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、地方職業安定審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。
- 四 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定するには、労働大臣の承認を受けなければならない。
- 五 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長及び関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 六 都道府県知事は、労働力の需要供給の状況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるとときは、都道府県林業労働計画を変更することができる。
- 七 市町村長は、都道府県知事により調整を受けた市町村林業労働計画を公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 八 市町村長は、労働力の需要供給の状況等の著しい変動があつたため必要と認めるときは、市町村林業労働計画を変更することができる。
- 九 第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。

### (林業に係る他の計画との調整)

- 一 当該市町村の区域における林業の事業の量
- 二 当該市町村における林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項
- 三 当該市町村における林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項

3 前項各号に掲げる事項を定めるに当たつては、山村経済の発展のための林業の振興及び林業労働者の雇用の開発について配慮しなければならない。

- 4 市町村長は、市町村林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、当該市町村に関係を有する森林所有者の代表者、林業事業体の代表者、林業労働者の代表者、公共職業安定所長、労働基準監督署長及び市町村長が必要と認める者をもつて構成する協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市町村長は、市町村林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 6 都道府県知事は、市町村長が策定した市町村林業労働計画について必要な調整をすることができる。
- 7 市町村長は、都道府県知事により調整を受けた市町村林業労働計画を公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 8 市町村長は、労働力の需要供給の状況等の著しい変動があつたため必要と認めるときは、市町村林業労働計画を変更することができる。
- 9 第四項から第七項までの規定は、前項の場合に適用する。

### (第六条 この章に定める林業労働計画は、林業労働者の雇用の安定に資するように、林業に係る他の計画と調整がなされたものでなければならぬ。)

## 第三章 林業労働者及び林業事業体の登録

### 第一節 専業労働者及び兼業労働者の登録

- 一 公共職業安定所長(林業の業務が著しく少ない区域を管轄する公共職業安定所として労働大臣が定める公共職業安定所の長を除く。)は、当該公共職業安定所の管轄区域内で行われ

る林業の業務に主として従事することを希望する林業労働者(常用労働者を除く。)につき、専業労働者及び兼業労働者別に、その氏名、その者が主として従事することを希望する労働省令で定める業務の種類、兼業労働者があつては林業の業務に従事することを希望する時季その他労働省令で定める事項を、林業労働者登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録(以下「林業労働者の登録」という。)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

第八条 林業労働者の登録は、毎年三月三十一日(登録の日が四月一日以降の日であるときは、翌年の三月三十一日)までにその更新を受けなければ、その効力を失う。

(登録の拒否)

第九条 公共職業安定所長は、第七条第二項の規定により申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、林業労働者の登録をしないことができる。

一 その者が主として従事することを希望する業務に従事するため必要な能力を有しないことが明らかな者

二 現に林業労働者の登録を受けている者

三 第十一条第一項各号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

2 公共職業安定所長は、前項第一号の規定による登録の拒否をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聽いて定める基準によらなければならない。

3 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を付してその旨を申請者に通知しなければならない。

(林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳)

第十一条 公共職業安定所長は、林業労働者の登録

をしたときは、その登録した林業労働者(以下「登録林業労働者」という。)に林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を交付する。

2 登録林業労働者は、林業の業務に従事するとときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 登録林業労働者は、林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録の取消し)

第十二条 公共職業安定所長は、登録林業労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

一 正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことをしばしば拒んだとき。

二 前条第二項の規定に違反して、林業労働者登録証明書の携帯をしばしば怠ったとき。

三 前条第三項の規定に違反したとき。

四 第十二条第一項の規定に違反して、公共職業安定所への出頭をしばしば怠ったとき。

五 偽りその他不正の行為により林業労働者の登録を受けたとき。

六 偽りその他不正の行為により雇用保障手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による登録の取消しをしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聽いて定める基準によらなければならない。

3 第九条第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

(労働省令への委任)

3 第十二条第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に准用する。

第十三条 林業事業体は、その雇用する労働者を常用労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他の労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした林業事業体に對し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

3 林業事業体は、前条第一項の規定により常用労働者証明書の交付を受けたときは、当該常用労働者証明書に係る常用労働者に当該常用労働者証明書を交付しなければならない。

2 常用労働者は、林業の業務に従事するときは、常用労働者証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 常用労働者は、常用労働者証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(労働省令への委任)

第十五条 この節に定めるものほか、常用労働者証明書の交付、再交付、返納その他常用労働者証明書に関する事項は、労働省令で定める。

第十六条 林業事業体は、その者の申込みの内容とした雇用期間又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間(これらは雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間)を超えて引き続き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならぬ。当該承認に係る期間を超えて更に引き続き雇用しようとするときも、同様とする。

(雇用期間に関する指示)

第十七条 公共職業安定所長は、前条の届出があつたときは、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、その事業内容を明らかにする事項を届け出なければならない。

第十八条 林業事業体は、林業の業務を行ふ場所を管轄する公共職業安定所の紹介を受けて林業

の業務に使用するために雇い入れた者でなければ、林業労働者(常用労働者を除く。以下この章(第十四条を除く。)において同じ。)として林業の業務に使用してはならない。ただし、公共職業安定所に林業労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないとき、その他公共職業安定所の紹介によつては林業労働者を雇い入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした林業事業体に對し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

3 林業事業体は、前項ただし書の規定に該する場合において、同項本文に規定する者以外の者を林業労働者として林業の業務に使用するとときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者の雇用期間その他の労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 林業事業体は、前項ただし書の規定に該する場合において、同項本文に規定する者以外の者を林業労働者として林業の業務に使用するとときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者の雇用期間その他の労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

3 林業事業体は、その雇用する林業労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間(これらは雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間)を超えて引き続き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならぬ。当該承認に係る期間を超えて更に引き続き雇用しようとするときも、同様とする。

(雇用期間に関する指示)

第十九条 公共職業安定所長は、登録林業労働者の需要供給を調整するために必要があると認めときは、林業事業体が雇い入れ、又は引き続き雇用しようとする林業労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

(林業労働者の紹介)

第二十条 公共職業安定所長は、登録林業労働者の紹介する林業労働者に係る求人に對して求職者を紹介するときは、まず登録林業労働者を紹介するものとし、登録林業労働者以外の林業労働

者は、登録林業労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとする。

(登録林業労働者の出頭等)

第二十二条 登録林業労働者は、公共職業安定所長が林業の業務に紹介を行つた場合には、公共職業安定所に出頭しなければならない。ただし、疾病、負傷その他労働省令で定められた理由があるときは、この限りでない。

2 公共職業安定所長は、登録林業労働者が前項の規定により出頭したときは、林業労働者手帳の提出を求め、その者に対する林業の業務への紹介に関する事項その他労働省令で定める事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還するものとする。

(紹介停止)

第二十三条 公共職業安定所長は、林業労働者に係る求人の申込みをした林業事業体が、正当な理由がなくその求人について公共職業安定所の紹介した登録林業労働者を雇い入れなかつたときは、一月以内の期間を定め、その期間、その求人の申込みをした林業事業体に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

第二十四条 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該林業事業体に紹介する林業労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、六月を超えない範囲内で労働省令で定める期間、当該林業事業体に対し、林業労働者の紹介を行わないことができると認められるとき。

一 林業事業体の雇用する林業労働者の労働条件が法令に違反するとき。

二 林業事業体が偽りの求人条件により林業労働者を雇用したとき。

(実施の基準)

第二十五条 第十九条の規定による承認、第二十条の規定による指示、第二十一条の規定による林業労働者の紹介又は第二十三条若しくは前条の規定による紹介停止は、労働大臣が中央職業

安定審議会の意見を聽いて定める基準によつてしなければならない。

(労働省令の委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、第十九条の規定による承認、第二十条若しくは第二十二条第一項の規定による指示又は第二十一条の規定による林業労働者の紹介に関し必要な手続は、労働省令で定める。

## 第五章 雇用促進事業団の業務

(業務の範囲)

第二十七条 雇用促進事業団(以下この章において「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 登録林業労働者に対して雇用保障手当を支給すること。

二 林業労働者に対して健康診断を行うこと。

三 納付金の徴収を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(雇用保障手当の支給)

第二十八条 事業団は、次の各号に掲げる登録林業労働者に対して、当該各号に定める額の雇用保障手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。

一 第七条第一項の規定による登録を受けた専業労働者(以下この条において「登録専業労働者」という。)のうち、その年の四月一日から翌年三月三十一日までの期間において林業の業務に就いた日数(以下この条において「本年度就業日数」という。)が九十日未満である者

で前年四月一日からその年の三月三十日までの期間において登録林業労働者として林業

の業務に就いた日数(以下この条において「前

年度就業日数」という。)が三十日以上九十日以下であるもの

雇用保障手当日額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

が、四月一日から翌年三月三十一日までの期間における手当の支給についての特例、手当の支

九十年未満である者で前年度就業日数が九十日を超えるもの雇用保障手当日額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額と雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数から九十日を差し引いた日数を乗じて得た額を合算した額

三 登録専業労働者のうち、本年度就業日数が九十日以上である者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

四 第七条第一項の規定による登録を受けた兼業労働者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数(本年度就業可能日数が前年度就業日数より少ないときは、本年度就業可能日数)から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

五 四月一日から翌年三月三十一日までの期間における手当の支給についての特例、手当の支

給の手続その他手当の支給に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(支給制限)

第二十九条 登録林業労働者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことを拒んだときは、事業団は、当該業務に係る就業すべき日数に応じて労働省令で定めるところにより手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

第三十条 偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その支給を受けた者に支給した手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができ、また、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた林業事業体の偽りの報告又は證明によるものであるときは、その林業事業体に支給を受けていた者と連帯して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

第三十一条 事業団は、登録林業労働者に対し、一年以内ことに一回(チエーソー又は刈払機を使用する登録林業労働者にあつては、六月以内ごとに一回)定期に、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行つた場合に準用する。

2 事業団は、チエーソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行つた場合に準用する。

3 事業団は、チエーソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者にあつては、六月以内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行つた場合に準用する。

(健康診断)

第三十二条 事業団は、登録林業労働者に就業の業務に就いた日数(以下この条において「本年度就業日数」という。)が九十日未満である者は、第七条第一項の規定により兼業労働者が登録を受けた林業の業務に従事することを希望する時季につき、労働省令で定めるところにより事業団が就業が可能であると決定する日数とする。

2 事業団は、チエーソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断(以下「特殊健康診断」という。)を行ふものとする。

3 前項の特殊健康診断は、第一項の健康診断に併せて行うことができる。

第三十三条 事業団は、チエーソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者が振動障害の症状を訴えたときは、労働省令で定め

るところにより、当該林業労働者に対し、速やかに、特殊健康診断を行うものとする。

(納付金)

第三十三条 事業団は、第二十七条第一号及び第二号の業務に要する費用に充てるため、同条第

三号の納付金を徴収する。

前項の納付金は、政令で定める面積以上の森林の森林所有者、林業事業体及び登録林業労働者が負担する。ただし、第二十七条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金は、林業事業体のみが負担する。

森林所有者が負担すべき納付金の額は、当該

森林所有者がその所有する立木を売り渡したとき（森林の土地の権原とともに売り渡したときを除く）の立木の売渡価格（当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採時の山元における立木価格）に千分の十五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

4 林業事業体が負担すべき納付金の額は、各月につき、第二十七条第一号の業務に要する費用に充てるための納付金として第一号に掲げる額と同条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金として第二号に掲げる額を合算した額とする。

5 林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した登録林業労働者に支払う賃金の各月における総額に千分の三十を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額

一 五十円以内で労働大臣が定める金額に林業事業体が林業の業務に使用するために雇用された林業労働者の各月における労働省令で定められた方法により算出した延数を乗じて得た額

6 登録林業労働者が負担すべき納付金の額は、

その者が林業の業務に従事するために雇用され支払を受けた賃金の支払の基礎となつた日について、賃金の日額に千分の五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

7 労働大臣は、前三項の金額及び率を定めよう

とするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

(納付金の納付)

第三十四条 森林所有者は、納付金を納付する義務を負う。

2 森林所有者は、納付金を、立木を売り渡した

日（当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採した日）から三月以内に納付しなければならない。

(納付金の控除)

第三十五条 林業事業体は、その雇用した登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担する

納付金を納付する義務を負う。

2 林業事業体は、その月に賃金を支払った登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担する

納付金を、翌月末日までに納付しなければならない。

(賃金からの納付金控除等)

第三十六条 林業事業体は、登録林業労働者に賃金を支払う都度、その者の負担すべき納付金の額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、林業事業体は、登録林業労働者にその旨を告げなければならぬ。

2 林業事業体は、林業の業務に使用するために雇用した登録林業労働者を雇用したときは、林業事業体がその納付すべき納付金を、翌月末日までに納付しなければならない。

3 前号に掲げる場合のほか、納期限の日から起算して十四日を経過した日までに、森林所有者又は林業事業体がその納付すべき納付金を納付せず、又はその日までに納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額に満たないとき、その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

(繰上徴収)

第三十九条 森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業団は、納期限前においても、納付金を徴収することができる。

一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。

二 強制執行を受けるとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

五 競売の開始があつたとき。

六 法人である森林所有者又は林業事業体が解散したとき。

七 登録林業労働者が使用される事業所を廃止したとき。

第三十七条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額を超えることを知つたときは、労働省令で定めるところにより、その超える額を、その

森林所有者又は林業事業体に還付し、又はその

算して六月を超えない期間において納付されるべき納付金若しくは未納の納付金に、これを充當することができる。

(追徴金)

第三十八条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の追徴金を徴収することができる。

2 前項の規定によつて督促を受けた者は、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合（前条各号のいずれかに該当する納付義務者に対する督促状を除く。）において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当したことをにより納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他の債務者に対する督促状による徴収金を納付しないときは、市町村（特別区のある地においては特別区。以下同じ。）は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業団は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、その処分をすることができる。

(延滞金)

第四十一条 事業団は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額につき年十四・六ペーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定める場合は、この限りでない。

(先取特権の順位)

第四十二条 納付金その他のこの章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(納付金事務組合)

金を滞納する者があるときは、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

ただし、前条の規定により納付金を徴収するとときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をするときは、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合（前条各号のいずれかに該当する納付義務者に対する督促状を除く。）において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当したことをにより納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他の債務者に対する督促状による徴収金を納付しないときは、市町村（特別区のある地においては特別区。以下同じ。）は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業団は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、その処分をすることができる。

(延滞金)

第四十三条 事業団は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額につき年十四・六ペーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定める場合は、この限りでない。

(先取特権の順位)

第四十四条 納付金その他のこの章の規定による徴

第四十三条 林業事業体の団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下同じ。）は、その構成員である林業事業体の委託を受けて、納付金その他この章の規定による微収金の納付に関する事項（以下「納付金事務」という。）を処理することができる。

2 林業事業体の団体は、前項に規定する業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた林業事業体の団体（以下「納付金事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣及び事業団に届け出なければならない。

4 労働大臣は、納付金事務組合がこの法律の規定に違反したとき、又はその行うべき納付金事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

5 労働大臣は、第二項の認可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

第四十四条 納付金事務組合が処理する納付金事務について、事業団が当該林業事業体に対してもすべき納付金の納入の告知その他の通知は、納付金事務組合に対してするものとする。

第四十五条 第四十三条第一項の委託に基づき、林業事業体が納付金その他のこの章の規定による徴収金の納付のため、金銭を納付金事務組合に交付したときは、納付金事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、事業団に對してこれらの納付の責めに任ずるものとする。

2 第三十八条又は第四十一条の規定により、事業団が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付金事務組合の責めにて、当該納付金事務組合は、事業団に對して當該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 事業団は、前二項の規定により納付金事務組合が納付すべき納付金その他のこの章の規定によ

る微収金については、当該納付金事務組合に対する第四十条第三項又は第四項の規定による処分によつてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該林業事業体から徴収することができる。

第四十六条 納付金事務組合は、労働省令で定めところにより、その処理する納付金事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え付けなければならぬ。

第四十七条 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び納付金その他のこの章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 事業団が労働省令で定めるところによつてする納付金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第四十条第一項の規定（第三十条第二項において準用する場合を含む。）による督促は、民法（明治十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

（譲渡等の禁止）

第四十八条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（区分経理）

第四十九条 事業団は、第二十七条に規定する業務（以下「林業労働者福祉業務」という。）に係る徴収金その他のこの章の規定による健康診断の実施、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 第二項において準用する同法第十九条の二第二項第一号の規定は、同法第四十条第一項の規定と、林業労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第五十二条の規定による労働大臣と、前条において準用する同法第十九条の二第二項第一号の規定の適用については同法の規定と、林業労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第五十二条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

#### 第六章 振動障害の予防等

##### （林業事業体の責務）

第五十条 国は、事業団に對し、第二十七条第一号の業務を要する費用の三分の一に相当する金額を補助する。

2 国は、政令で定めるところにより、事業団に對し、第二十七条第一号の業務を要する費用の一部に相当する金額を補助する。

（監督）

第五十一条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對し、林業労働者福祉業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

第五十二条 雇用促進事業団法第十九条の二の規定は第一十七条第三号の業務のうち納付金の出納に關する業務について、同法第二十条及び第三十七条第一項（同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は林業労働者福祉業務について準用する。

（雇用促進事業団法の特例等）

第五十三条 雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、林業労働者福祉業務及び第四十九条の規定による特別の会計については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業団法第九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、前条において準用する同法第十九条の二第二項第一号の規定は、同法第四十条第一項の規定と、林業労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第五十二条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

#### 第五章 健康診断の受診義務等

第五十七条 林業労働者は、第三十二条第二項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けなければならない。ただし、雇用促進事業団の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うこれら規定による健康診断に相当する健康診断を受けなければならない。

2 健康診断を受けた医師が行う健康診断を證明する書面を雇用促進事業団に提出したときは、この限りでない。

##### （健康診断の受診義務等）

第五十八条 林業労働者は、その雇用する林業労働者が第三十二条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けることについて適切な配慮をしなければならない。

2 林業労働者は、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断を行つたときは、運帶なく、労働省令で定めるところにより、その結果を当該健康診断を受けた林業労働者を雇用する林業事業体に通知しなければならない。前条第一項ただし書に規定する書面を受け取つたときも、同様とする。

（通知）

第五十九条 林業労働者は、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断を行つたときは、運帶なく、労働省令で定めるところにより、その結果を当該健康診断を受けた林業労働者を雇用する林業事業体に通知しなければならない。前条第一項ただし書に規定する書面を受け取つたときも、同様とする。

（適切な措置）

第五十九条 林業労働者は、第三十二条第一項及び第二項、第三十二条並びに第五十七条第一項ただし書の健康診断の結果、振動障害の予防その他の林業労働者の健康を保持するため必要があ

るの使用についての適切な配慮その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### （出来高払制の禁止）

第五十五条 林業事業体は、チエーンソー又は刈払機を使用する作業に林業労働者を出来高払制で使用してはならない。

##### （チエーンソー等の操作時間等）

第五十六条 林業労働者の振動障害を予防するため、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づく労働省令でチエーンソー及び刈払機の操作時間、使用方法その他必要な事項を定めるものとする。

ると認めるときは、当該林業労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他適切な措置を講じなければならない。

#### (国の援助)

第六十条 国は、林業労働者の振動障害を予防するため、低振動のエーンソーや及び刈払機の導入その他につき必要な援助に努めるものとする。

#### (療養施設等)

第六十一条 国は、振動障害にかかる林業労働者(次項において「振動障害者」という)の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及び運営その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、振動障害者の福祉を増進するため、振動障害者の療養生活の接護、振動障害者が必要とする資金の貸付けその他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六十二条 国は、振動障害の症状が軽快したエンソーや又は刈払機を使用する作業以外の作業ができるようになつた林業労働者の雇用の安定のための措置を講ずる林業事業体に対し、必要な助成及び援助を行うよう努めなければならない。

#### (職業訓練)

第六十三条 国は、振動障害の症状が軽快した林業労働者で職業を転換することを希望するものに対する職業訓練等について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第七章 雜則

##### (林業事業体の努力義務)

第六十四条 林業事業体及びその団体は、常用労働者の雇用の促進、林業労働者の労働条件向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他林業労働者の雇用を安定させるために必要な措置を講ずることにより、林業労働者の福祉の増進

を図るよう努めなければならない。

2 林業事業体及びその団体は、すべての林業労働者が労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度の適用を受けることとなるように、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (林業事業体の団体)

第六十五条 林業事業体は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善及び福祉の増進につき、林業事業体の指導及び連絡を目的とする林業事業体の団体を組織するよう努めなければならない。

#### (労働条件の基準の協議)

第六十六条 林業事業体の団体は、登録林業労働者の労働条件の基準について、当該登録に係る公共職業安定所の管轄区域内に、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には登録林業労働者を代表する者と協議しなければならない。

#### (労働保険制度等の検討)

第六十七条 政府は、林業労働者の特殊な雇用形態等を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

#### (健康診断に関する秘密の保持)

第六十八条 第三十二条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た林業労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

#### (都道府県知事の権限)

第六十九条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(報告の微収等)

第七十条 公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、その登録に係る林業労働者の登録その他の事項について報告を求め、又は三十条第一項の規定による処分に不服がある者は、雇用保険審査官に對して審査請求をして関係者に對して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (雇用保険手当の支給等に関する不服申立て)

第七十一条 雇用促進事業団は、雇用保険手当の支給及び納付金の微収に関する必要な限度において、労働省令で定めるところにより、森林所有者、林業事業体、納付金事務組合若しくは納付金事務組合であつた林業事業体の団体又は登録林業労働者に対し、立木の売渡し、登録林業労働者の雇用の状況、賃金その他の事項について報告を求めることができる。

#### (微収金の微収に関する不服申立て)

第七十二条 労働大臣は、納付金事務の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、納付金事務組合に対し、納付金事務の処理の状況その他の事項について報告を求め、又はその職員に、納付金事務組合の事務所に立ち入り、関係者に對して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

#### (不服申立てと訴訟との關係)

第七十三条 林業労働者の登録に関する処分が確定したときは、その処分についての不服をその処分に基づく雇用保険手当の支給又は納付金その他のこの法律の規定による微収金の賦課若しくは微収の処分についての不服の理由とすることができる。

#### (不服申立てと訴訟との關係)

2 第七十二条第二項の規定は、前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

#### (戸籍事項の無料証明)

第七十四条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とす)は、公共職業安定所又は林業労働者の登録

を受けようとする者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、その登録に係る林業労働者の戸籍に關して無料で證明を行ふことができる。

2 第七十四条 届用保障手当の支給等に関する不服申立ては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く)及び第五節の規定を適用しない。

#### (雇用保障手当の支給等に関する不服申立て)

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く)及び第五節の規定を適用しない。

#### (微収金の微収に関する不服申立て)

第七十五条 納付金その他のこの法律の規定による微収金の賦課又は微収の処分について不服がある者は、労働大臣に對して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

#### (不服申立てと訴訟との關係)

第七十六条 林業労働者の登録に関する処分が確定したときは、その処分についての不服をその処分に基づく雇用保険手当の支給又は納付金その他のこの法律の規定による微収金の賦課若しくは微収の処分についての不服の理由とすることができる。

#### (不服申立てと訴訟との關係)

2 第七十二条第二項の規定は、前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

#### (戸籍事項の無料証明)

第七十七条 林業労働者の登録に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する都道府県知事の裁決を、雇用保険手当の支給に關する処分又は第三十条第一項の規定による微収金その他のこの法律の規定による微収金の賦課又は微収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に對する労働保険審査会の裁決を、納付金その他のこの法律の規定による微収金の賦課又は微収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に對する労働大臣の裁

決を経た後でなければ、提起することができない。

(連絡及び協力)  
第七十八条 公共職業安定所及び雇用促進事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(職権の委任)

第七十九条 この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(適用除外)

第八十条 第三章第二節及び第三節の規定は、国及び地方公共団体については適用しない。

(第八章 訽則)

第八十一条 林業事業体が第五十五条の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 森林所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、六十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二 第七十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

三 第十八条第一項又は第十九条の規定に違反したとき。

二 第三十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

三 第前項第一号に該当するときは、

3 納付金事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした納付金事務組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二 第四十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に納付金事務に関する事項を記載せず、若しくは偽りの事項を記載したとき。

三 第一项第二号に該当するとき。

四 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第六十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

六 第八十三条 林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条规定又は第十八条第二項の規定に違反したとき。

二 第七十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第八十四条 林業事業体が第十四条第二項の規定に違反したときは、五万円以下の罰金に処する。

四 第八十五条 林業事業体が第十五条第一項の規定に違反したときは、五万円以下の罰金に処する。

五 第八十六条 登録林業労働者が第八十二条第一項に該当するときは、十万円以下の過料に処する。

六 第八十七条 登録林業労働者が第十条第二項の規定に違反したときは、一万円以下に過料に処する。

七 第八十八条 登録林業労働者が第十四条第二項若しくは第三項の規定に違反したときは、一万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第十八条の規定の施行の際現に林業事業体に雇用され林業の業務に從事している者は、当該林業事業体に引き続いて雇用される限り、当該林業事業体が公共職業安定所の紹介を受けた雇い入れた者とみなす。

(労働基準法の一部改正)

一 第十条第三項の規定に違反して、林業労働者登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

二 第七十二条第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をなし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四十五条第一項の規定に違反して、督

べ、若しくは忌避したとき。

第四十五条 法人（法人でない納付金事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第八十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

二 前項の規定により法人でない納付金事務組合を处罚する場合においては、その代表者又は管理者が訴訟行為につきその納付金事務組合を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(職業安定法の一部改正)

第二十二条第三項中「港湾労働法（昭和四十年法律第二百二十号）」の下に「林業労働法（昭和六十一年法律第二百二十六号）」を、「地方職業安定審議会は」の下に「林業労働法の施行に関する重要事項その他」を加える。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第一条第三項中「第六十五条第一項」の下に「及び林業労働法第七十四条第一項」を加える。

第二十二条第五項中「第六十五条第一項の規定による再審査請求の事件及び」を「第六十五条第一項及び林業労働法第七十四条第一項の規定による再審査請求の事件並びに」に改める。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを「一號」と改め、同号の次に次の一號を加える。

(印紙税法の一部改正)

五 林業労働法（昭和六十二年法律第二百二十九号）の規定により登録林業労働者として負担する納付金

第九十八条第二項中「労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第二百十八号）」の下に「及び林業労働法（昭和六十二年法律第二百四十一号）」を加える。

(労働法の一部改正)

第二十二条第三項中「港湾労働法（昭和四十年法律第二百二十号）」の下に「林業労働法（昭和六十一年法律第二百二十六号）」を、「地方職業安定審議会は」の下に「林業労働法の施行に関する重要事項その他」を加える。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第一条第三項中「第六十五条第一項」の下に「及び林業労働法第七十四条第一項」を加える。

第二十二条第五項中「第六十五条第一項の規定による再審査請求の事件及び」を「第六十五条第一項及び林業労働法第七十四条第一項の規定による再審査請求の事件並びに」に改める。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを「一號」と改め、同号の次に次の一號を加える。

(印紙税法の一部改正)

五 林業労働法（昭和六十二年法律第二百二十九号）の規定により登録林業労働者として負

担する納付金

六の一 森林の竹木の植栽、保育、管理又は伐採の事業その他林業の事業

の一部を次のように改正する。

別表第三中

港湾労働法(昭和四十年法律第百二十号)に定める納付  
金その他の徴収金の納付に関する文書

同法第二条第三号(定義)

を

離職者及び障害者等に対する雇用確保対策を強化されたい。

理由

サービス、指圧、はり、きゅう、柔道整復以外の医業類似行為の適正化と業者の地位向上を図るために、カイロ・ラクティック師、電気光線師及び器材の制度を設けられたい。

港湾労働法(昭和四十年法律第百二十号)に定める納付 金その他の徴収金の納付に関する文書	同法第二条第三号(定義)
林業労働法(昭和六十二年法律第二百二十九号)に定める納付 金その他の徴収金の納付に関する文書	同法第二条第三号(定義)

(労働省設置法の一部改正)

第八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十一号中「港湾労働法(昭和四十年法律第二百二十号)」の下に「林業労働法(昭和六十一年法律第二百二十九号)」を加える。

第五条第五十三号の次に次の二号を加える。

五十三条の二 林業労働法に基づいて、全国林業労働計画を定めること。

五十三条の三 林業労働法の施行に関する事務事業体、林業労働者その他の関係者に必要な事項についての報告を求めること。

第十一条第一項中「港湾労働法」の下に「林業労働法」を加える。

この法律施行に要する経費は、平年度約百億円の見込みである。

労働省 考脱タケ子君

第四七四一號 昭和六十二年四月十三日受付  
國立鳴子病院の經營移譲反対等に関する請願  
請願者 宮城県玉造郡鳴子町末沢一 高橋

紹介議員 松雄 外二万四千九百九十九名

厚生省は昭和六十一年一月、國立鳴子病院の經營移譲を含む、國立病院・療養所の統廃合・移譲計画を発表した。國立鳴子病院は宮城県大崎地方に位置し、その設立以来(昭和二十年)今日まで宮城

新日本製鐵株式会社釜石製鐵所の高炉休止を始め、円高に伴う不況は合理化や事業縮小、事業所閉鎖など岩手県内の企業情勢に次第に深刻な影響を広げている。とりわけ、離職者の急増は、地域経済、社会に不安感を増大させ、消費も落ち込み、沈滞してきているのは憂慮すべき事態である。また、障害者などの弱者が真っ先に職を失う傾向も増えてきている。こうした状況の中で雇用の確保対策は、緊急課題であり、地域振興の抜本対策を講ずるとともに、きめ細かな離職者対策を併行して講ずる必要がある。よつて、地域事情を勘案の上、当面緊急な雇用確保の強化対策を図るよう強く要望する。

理由

(1)療術(カイロ・手技・電気・光線・温熱・刺激療法)は、医業類似行為の一種であるが、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復とは全く異なる業務と定めたが、昭和二十二年に占領政策という理由で同法第二条第二号(定義)に規定する森林所有者又は同条第三号(定義)に規定する林業事業体に規

め、円高に伴う不況は合理化や事業縮小、事業所閉鎖など岩手県内の企業情勢に次第に深刻な影響を広げている。とりわけ、離職者の急増は、地域経済、社会に不安感を増大させ、消費も落ち込み、沈滞してきているのは憂慮すべき事態である。また、障害者などの弱者が真っ先に職を失う傾向も増えてきている。こうした状況の中で雇用の確保対策は、緊急課題であり、地域振興の抜本対策を講ずるとともに、きめ細かな離職者対策を併行して講ずる必要がある。よつて、地域事情を勘案の上、当面緊急な雇用確保の強化対策を図るよう強く要望する。

理由

(2)療術(カイロ・手技・電気・光線・温熱・刺激療法)は、医業類似行為の一種であるが、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復とは全く異なる業務と定めたが、昭和五年以来各地方府令により許認可され

て、昭和五年以来各地方府令により許認可されてきたが、昭和二十二年に占領政策という理由で同法第二条第二号(定義)に規定する森林所有者又は同条第三号(定義)に規定する林業事業体に規

め、円高に伴う不況は合理化や事業縮小、事業所閉鎖など岩手県内の企業情勢に次第に深刻な影響を広げている。とりわけ、離職者の急増は、地域経済、社会に不安感を増大させ、消費も落ち込み、沈滞してきているのは憂慮すべき事態である。また、障害者などの弱者が真っ先に職を失う傾向も増えてきている。こうした状況の中で雇用の確保対策は、緊急課題であり、地域振興の抜本対策を講ずるとともに、きめ細かな離職者対策を併行して講ずる必要がある。よつて、地域事情を勘案の上、当面緊急な雇用確保の強化対策を図るよう強く要望する。

理由

(3)昭和四十九年十月に発表した總理府の世論調査でも、療術行為については、他の医業類似行為と同様に、学校教育による免許制度として新規開業を望む声が五十五パーセントを超えている

が、去る昭和三十五年に、最高裁判所が、無資格者による療術行為について、「有害の虞れのない療術行為の禁止、処罰は違法である。」と判示して

からは、自由開業者が激増しているにもかかわらず療術行為の適正な取締りも行われず、今日では全くの放任状態である。(4)昭和三十九年には、厚生大臣から、あん摩等中央審議会に対し、療術の今後の取扱いについて、の諮問が出され、また、昭和四十七年には、これを促進するため法律が改正され、厚生大臣は、昭和四十九年末までに、答申を参考して措置することになつたが、審議会を構成する委員が各団体の利益代表である関係等もあつて、国民医療を没却した論議が多く、審議は難航を極めた。4しかし、審議会は諮問以来十年余を経て、やつと答申をまとめ、昭和四十九年十二月十九日に厚生大臣に対して、(1)本審議会では結論が得られなかつたこと。(2)厚生大臣は、医学者等の専門家による研究班を設けて、速やかに自己の責任で決定すること。等の答申を行つた。(5)答申に基づいて厚生省は、昭和五十年

第五〇五四号 昭和六十二年四月十六日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市平田町一、三九九一〇 戸高正喜

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第五〇五五号 昭和六十二年四月十六日受理  
療術の制度化促進に関する請願  
請願者 東京都北区赤羽一ノ五九ノ六 安江久

紹介議員 小野 清子君  
この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第五〇五五号 昭和六十二年四月十六日受理  
雇用確保対策の強化に関する請願  
請願者 群馬県吾妻郡中之条町上沢渡一、四七六ノ六 松本昌士

紹介議員 山本 富雄君  
この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第四九五五号 昭和六十二年四月十五日受理  
療術の制度化促進に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇一 岩手県議会内藤根順衛

紹介議員 高橋 清孝君  
現在、放任状態にある療術行為業(あん摩、マッ

二月に研究班を設置したが、療術行為の実態については、既に、昭和二十四年、同二十五年の二箇年にわたり、国費各五十万円をもつて、北大医学部、北大登別分院、東大医学部、東京医大、横浜市大医学部、九大別府温泉研究所等で療術業者の施術が臨床実験され、また、昭和二十六年、同二十七年には、慶大医学部、慈惠医大等で、療術の器械、器具が調査され、おおむね無害有効の調査結果が出されている。さらに、昭和四八年には、療術調査の予算が計上され、翌昭和四九年二月頃より、厚生省の委嘱で医学界の権威者によつて、カイロプラクティック、電気光線、器技についての調査が行われ、結果の報告が出される。④国会においては、昭和四十七年の法律改正の際、その提案理由として、(1)措置を急がないと業者が老齢化し、その技術が絶えること。(2)したがつて、療術の業務内容及びその資格制度の創設に必要な措置をとること。が挙げられ、その方針は明確化されている。⑤療術は、既に国民の間に定着しており、その健全な在り方、制度化を望む地域住民の声も強く、東京都議会、北海道議会、秋田、山形、栃木、新潟、静岡、兵庫、岡山、広島、山口、香川、福岡、長崎の各県議会、札幌市外二十五市、九町村議会で、療術業の法制化に関する要望決議、意見書が議決、決定されて、総理大臣外閣機関に提出されている。⑥療術は、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復とは異なる簡易療法として発達したもので、国民の健康増進にも寄与するところが多く、広く愛好されているものであるから、今後は、学校教育、研修制度と地方政府試験により資質の向上を図り、業務が適正に行われるよう、カイロプラクティック師、電気光線師、器技師の三種の制度についての立法化が必要である。

第五〇五六号 昭和六十二年四月十六日受理  
療術の制度化促進に関する請願

請願者 札幌市中央区南一条西九丁目社团  
(欠格事由)

法人北海道治療師会会长 石原通孝  
紹介議員 北修二君  
この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

## 社会福祉士及び介護福祉士法案

### 社会福祉士及び介護福祉士法

#### 第一章 総則(第一条～第三条)

#### 第二章 社会福祉士(第四条～第三十八条)

#### 第三章 介護福祉士(第三十九条～第四十四条)

#### 第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等

#### (第四十五条～第四十九条)

#### 第五章 罰則(第五十条～第五十四条)

#### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という)を業とする者をいう。

#### (社会福祉士試験)

第五条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

#### (社会福祉士試験の実施)

第六条 社会福祉士試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

#### (受験資格)

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けことができない。

#### (受験資格)

二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という)を業とする者をいう。

二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という)を業とする者をいう。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 懲罰以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第三十二条第一項第二号又は第二項(これらの規定を第四十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 第二章 社会福祉士

第六条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

第七条 社会福祉士試験は、次に該当する者でなければ、受けことができない。

一 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下の条例において同じ。)において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という)を修めて卒業した者その者に準ずるものとして厚生省令で定める者

二 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行つた者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したもの

三 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行つた者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したもの

四 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行つた者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したもの

五 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行つた者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を

## 修得したもの

六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。その他その者に準するものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他の者に准するものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他の者に准するものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に准するものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士として必要な知識に准するものとして厚生省令で定める者（夜間において授業を行う学科を卒業した者を除く。その他その者に準するものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した者）

十一 児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十四条第一項第一

## 一号に規定する所員、精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める精神薄弱者福祉司及び老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第六条に規定する社会福祉主事であつた期間が五年以上ある者

（社会福祉士試験の無効等）  
第八条 厚生大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に對しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による处分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けられることができないものとすることができる。

（受験手数料）  
第九条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）  
第十条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、社会福祉士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ前項の申請が次の要件を満たしていると認めるとときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な

## 基礎を有すること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定試験機関の役員の選任及び解任）  
第十二条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は处分を含む。）若しくは第十三条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ前項の申請が次の要件を満たしていると認めるとときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

（事業計画の認可等）  
第十三条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更する。

## しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程）  
第十四条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（社会福祉士試験委員）  
第十五条 指定試験機関は、試験事務を行ふ場合において、社会福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務について「試験委員」という。に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第十二条第二項の規定は、試験委員の解任について適用する。

（規定の適用等）  
第十五条 指定試験機関が試験事務を行ふ場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「厚生大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

- 2 前項の規定により読み替えて適用する第九条  
第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第十六条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験保持義務等)

の職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十七条 指定試験機関は、厚生省令で定めることにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令を下すことができる。

(報告)

第十九条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものである。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)  
認められたものと解釈してはならない。

- 第二十一条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けることなく、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 厚生大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第二十三条 指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部を停止を命ずることができる。

2 厚生大臣は、厚生大臣による試験事務の実施等

第二十四条 厚生大臣は、厚生大臣による試験事務の実施等

第二十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求すること

ができる。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十六条 厚生大臣は、厚生大臣による試験事務の実施等

第二十七条 厚生大臣は、厚生大臣による試験事務の実施等

第二十八条 厚生大臣は、厚生大臣による試験事務の実施等

第二十九条 厚生大臣は、厚生大臣による試験事務の実施等

る。

(社会福祉士登録証)

第三十条 厚生大臣は、社会福祉士の登録をしたときは、申請者に第二十八条规定する事項を記載した社会福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条 厚生大臣は、社会福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、社会福祉士が第四十五条及び第四十六条の規定に違反したときには、その登録を取り消し、又は期間を定めて社会福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 厚生大臣は、第一項第一号又は前項の規定による登録を取り消し、又は虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生大臣は、第一項第一号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合には、その登録を取り消さなければならない。

(登録の消除)

第三十三条 厚生大臣は、社会福祉士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

3 登録の消除

第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料

を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十五条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定登録機関」という。)に社会福祉士の登録の実施に関する事務(以下この章において「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用について、これらの規定中「厚生省」とあり、「厚生大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行なう場合において、社会福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘査して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十四条及び前項の規定により指定登録機関に認められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第三十七条 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで並びに第十六条から第二十七条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第三十五条第二項」と、第十六条第一項中「職員(試験委員を含む。)」とあるのは「第十一條第一項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十一條第一項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項」と読み替えるものとする。

一項及び第二十七条第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

第三十八条 この章に定めるものはか、社会福祉士試験、社会福祉士短期養成施設等、社会福祉士一般養成施設等、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関必要な事項は、厚生省令で定める。

(第三章 介護福祉士の資格)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び厚生大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を得たもの

二 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び厚生大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を得たもの

三 第十条第三項及び第四項並びに第十二条から第二十七条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第十二条第三項第一号中「、試験事務の実施」とあるのは「、第十四条第一項第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)の実施」と、第十四条第一項中「社会福祉士として」とあるのは「介護福祉士として」と、「社会福祉士試験委員」とあるのは「介護福祉士試験委員」と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項」と読み替えるものとする。

検定の実施に關し、労働大臣が厚生省令、労働省令で定めるところにより、厚生大臣に協議したものに限る。に合格した者

(第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 三年以上介護等の業務に從事した者

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの

3 第六条、第八条及び第九条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

(指定試験機関の指定等)

第四十一条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定登録機関」という。)に介護福祉士の登録の実施に関する事務(以下この章において「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条第三項及び第四項、第十二条から第十三条まで、第十六条から第二十七条まで並びに第十二条第三項第一項とおり、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条第三項及び第四項、第十二条から第十三条まで、第十六条から第二十七条まで並びに第十二条第三項第一項とおり、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

登録を受けなければならない。

2 第二十九条から第三十四条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」と、第三十条中「登録証」と、第三十一条並びに第三十二条第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士登録簿」と読み替えるものとする。

(第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録)

第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者は、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。



紹介議員 出口 廣光君  
この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第五三一〇号 昭和六十二年四月二十日受理  
療術の制度化促進に関する請願

請願者 熊本市新屋敷三ノ一ノ三一 藤崎 醇二

紹介議員 守住 有信君  
この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第五四八五号 昭和六十二年四月二十二日受理  
療術の制度化促進に関する請願

請願者 群馬県高崎市飯塚町一、二〇三ノ三

紹介議員 福田 宏一君  
この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第五四八六号 昭和六十二年四月二十二日受理  
国民健康保険制度に対する都道府県の負担の導入  
反対に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野 県議会内 田中英一郎

紹介議員 向山 一人君  
この請願の趣旨は、第三一二七号と同じである。

第五四八七号 昭和六十二年四月二十二日受理  
母子保健法改正に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野 県議会内 母袋忠右衛門

紹介議員 向山 一人君  
この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第五六四九号 昭和六十二年四月二十三日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 福島市南町一八七 山口章甫 外 一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第五六五〇号 昭和六十二年四月二十三日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 京都市右京区梅津徳丸町七ノ一〇 福川邦久 外一名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第五七八一五号 昭和六十二年四月二十四日受理  
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 神戸市垂水区青山台四ノ二ノ七〇 五〇一 高谷彰

紹介議員 中西 一郎君

一、現在、戦傷病者の妻に對し特別給付金が支給  
されているが、昭和五十八年四月一日以降平病  
死をした戦傷病者の妻に對しても速やかに特別  
給付金を支給すること。

二、鉄道の寝台車の後払い扱いをすること。  
三、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

戦傷病者特別援護法により支給すること。

第五七八一六号 昭和六十二年四月二十四日受理  
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 茨城県日立市大みか町二ノ二四ノ九 藤田昌衛

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第五七八一七号 昭和六十二年四月二十四日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する  
請願

請願者 神奈川県平塚市中原下宿八九一 請願者 伊藤治夫

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第三三六一号と同じである。

第六一八六号 昭和六十二年四月二十八日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 福島市南町一八七 山口章甫 外 一名

紹介議員 島崎 均君

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 神奈川県平塚市中原下宿八九一 伊藤治夫

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第五七八一八号 昭和六十二年四月二十四日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 福島県須賀川市塙田阿弥陀前四五  
紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第五七八一九号 昭和六十二年四月二十七日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 福島県須賀川市塙田阿弥陀前四五  
紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六〇一二四号 昭和六十二年四月二十七日受理  
予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する  
請願

請願者 大阪府吹田市清水一ノ一 室田 みち子  
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

第六一八八号 昭和六十二年四月二十八日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 岐阜県各務原市那加門前町三ノ四  
紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六一八九号 昭和六十二年四月二十八日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 東京都品川区荏原一ノ八ノ一〇  
紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六一九〇号 昭和六十二年四月二十八日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 阿部シズエ 外一名

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六一九一号 昭和六十二年四月二十八日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 小野 清子君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六一九二号 昭和六十二年四月二十八日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 山梨県中巨摩郡檜町沢登一四  
名取新三 外一名

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六一九三号 昭和六十二年四月二十八日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 和歌山県田辺市下屋敷町七三ノ一  
木村龍平

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六一九四号 昭和六十二年四月二十八日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 山梨県中巨摩郡檜町沢登一四  
志村 哲良君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六一九五号 昭和六十二年四月三十日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 和歌山県田辺市下屋敷町七三ノ一  
木村龍平

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六二八三号 昭和六十一年四月三十日受理  
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 埼玉県飯能市仲町二三ノ一八 新井宗作

紹介議員 石井道子君  
この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求める事件

労働省設置法第六条及び第十条並びに職業安定法第八条の規定により、公共職業安定所及びその出張所を設置する等の必要があるので、別紙のとおりその設置等について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙  
一 公共職業安定所及びその出張所

名 称	位 置	管 輄 区 域
五所川原公共職業安定所	五所川原市	五所川原市 西津軽郡 北津軽郡
横浜南公共職業安定所	横浜市	横浜市 横須賀市 長浦町、田浦町、浦賀町、箱崎町、田浦港町、鷹取町、湘南町、大作町、田浦町、長浦町、田浦町、浦賀町、箱崎町、田浦港町、鷹取町、浜町、浜見台及び追浜南町、逗子市、三浦郡
広島東公共職業安定所	広島市	横浜市の中うち金沢区、横須賀市の中うち船越町、田浦町、田浦港町、鷹取町、湘南町、大作町、田浦町、長浦町、田浦町、浦賀町、箱崎町、田浦港町、鷹取町、浜町、浜見台及び追浜南町、逗子市、三浦郡
呉公共職業安定所	呉市	広島市のうち東区、南区及び安芸郡のうち東区、南区及び安芸郡のうち江田島町、音戸町、倉橋町、下蒲刈町、豊田郡のうち安浦町及び川尻町
呉東出張所	呉市	広島市のうち東区、南区及び安芸郡のうち江田島町、音戸町、倉橋町、下蒲刈町、豊田郡のうち安浦町及び川尻町

二 公共職業安定所の出張所

各 称	位 置	置
厚木公共職業安定所	大 和 市	大和市
名古屋北公共職業安定所	名 古 屋 市	名古屋市